

令和3年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年3月8日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和3年3月8日(月) 午前 8時58分
閉 会 日 時	令和3年3月8日(月) 午後 5時11分
委 員 長	市ノ川 徳 宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	阿 部 慎 也 田 中 克 美 秋 谷 修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 3 4 号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 5 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 6 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 3 7 号	鴻巣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 8 号	鴻巣市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 3 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 4 4 号	令和 2 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 7 号	令和 3 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第 4 9 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 5 0 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 5 2 号	令和 3 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 5 3 号	令和 3 年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長

山崎勝利

都市建設部副部長

三村正

都市建設部参事兼都市計画課長

矢部正樹

都市計画課副参事

福智秀一

建築住宅課長

関口敬一

建築住宅課副参事

中島隆晶

市街地整備課長

中越好康

市街地整備課副参事

田村邦博

都市建設部参事兼道路課長

中根治人

道路課副参事

大堀勝彦

下水道課長

山崎眞也

水道課長

小林弘樹

水道課副参事

原口均

都市建設部参与兼産業団地プロジェクト

福田順一

産業団地プロジェクト課長

戸ヶ崎徹

吹上支所長

細野兼弘

川里支所長

山縣一公

書記 小野田直人

書記 中島達也

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第 45 号 令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、説明は終わっておりますので、これより質疑を求めます。どなたか質疑はございませんか。

(田中) それでは、質問をお願いします。ページに沿って質問させていただきます。

まず、41ページをお願いします。都市計画課の社会資本整備総合交付金の……聞こえないですか。すみません。続けて大丈夫ですか。やり直したほうがいいですか。続けていて大丈夫ですか。

(はいの声あり)

(田中) では、大間近隣公園整備事業のところ、一応この大間近隣公園整備事業、内容についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

続けてこのページやってしまっていていいですか。

(1つずつの声あり)

(田中) 1つずつ。では、大間近隣公園整備事業についてちょっとご説明をお願いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 大間近隣公園ですが、まず今年度の補正予算で、金曜日ですか、承認いただきました関係の補正予算で、まず事業費としては6,000万ほど、公園の西中側を先に整備する予定です。それと、令和3年度ですけれども、令和3年度は給水設備、それから雨水排水設備、電気設備、植栽、園路舗装工までいければというふうに考えております。令和4年度に予定しているのが遊具、あとあずまやとトイレ等を計画しております。

(田中) 今現在姿が見えないのですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいのですけれども、さっきの水路というのは行人樋管でしたっけ、のところだと思うのですけれども、あの辺前はむき出しだったのを多分スーパー堤防にするのだと思うのですけれども、その辺全然、計画図みたいのはもらった記憶があるのだけれども、ちょっと姿が見えてこないの。私が行かないせいもあるのだけれども、そこら辺ちょっと教

えて欲しいのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長）全体的なイメージとしては、今現在調整池が下水道課のほうで造ってあると思うのですけれども、調整池とポンプ場が現在、ちょうどその囲われたエリアの中にはあります。それは一応そのままの状態、それよりも堤防側について今盛土がされている状態です。堤防よりちょっと高い位置……堤防と同じぐらいかな。という高さになっていますので、それが今回必要ではない発生土を今搬出しております。ある程度計画高に、真っ平らとはいかないのですけれども、平らな状態に残りの部分をします。その後に先ほど言った西側の区域に植栽と芝生と、緑化関係の工事は令和2年度の補正予算で考えております。工事自体がつつみ学園側から搬入を考えていますので、下水道施設側からある程度形をつくっていくような形です。その中に先ほど言ったあずまやとかトイレというのが令和4年度に計画されていて、遊具ですね、それまでは、令和3年度までは、どちらかというところ下の通路とか、それに必要な排水とか電気設備、そういう関係の内容の工事になると。広場を先に造る、基本的には広い平らな部分が多い場所というふうにご検討をいただいたいなという感じですか。

（田中）大体イメージが湧いてきたのですけれども、ちょっともう一点聞きたいのは、中堀、逆川でしたっけ、排水路か何かあったと思うのだけれども、なかったっけ。あるのだよね。それは暗渠にしてしまうのですか。当然するのかな。そこはどうなのでしょう。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今まで昔あった人形樋管のところの水路に関しては、今下水道課さんのほうで既に暗渠化されております。

（田中）では、ちょっと次に進ませていただきます。

同じページに、これは道路課になるのかな、ここら辺書き方がちょっと分けて書いていなかったのだけれども、三谷橋大間線の2期工事の進捗状況についてお聞きしたいのですけれども、いつもあそこ通るのだけれども、年中工事やっているのだけれども、その工事の進捗について、いつ頃に完成するかというところをちょっとお聞きしたいのですけれども。

(都市建設部参事兼道路課長) お答えいたします。

三谷橋大間線 2 期工事の整備事業の進捗についてでございますが、今年度末までの用地取得率、契約済みの面積ベースですけれども、約 95%、路線整備率、整備済みの延長ベースは約 31% となる予定でございます。令和 3 年度末、この予算をいただいて終わった場合、3 年度末ですけれども、それが用地取得率で、契約済み面積ベースで 100%、路線整備率というのが整備済みの延長ベースで 76% を計画しております。最後に令和 4 年度末の完成を目指しております。

以上です。

(田中) 今ちょっと説明いただきました。大体令和 3 年度におよそ見えて、4 年度で完全に完成するというところで理解をさせていただきました。それでは、続きまして次の質問に移らせていただきます。通告してある順序はちょっと飛ぶのですけれども、119 ページをお願いいたします。道路課なのですけれども、いっばいちょっと書いてあるのですけれども、その中で、真ん中辺、交通安全施設整備事業でちょっと気になった一番下のところの未就学児お散歩コース安全対策工事というのがあるのですけれども、その内容と場所についてお尋ねをしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) お答えいたします。

令和 3 年度、未就学児お散歩コース安全対策工事としまして 2 か所の安全対策を計画しております。1 か所目なのですけれども、寺谷保育園のお散歩コースとなる寺谷地内、これは市道 A-1003 号線、フラワー通りです。フラワー通りと市道 A-1004 号線、ビバホームからずっと向かってきてミニストップのところの交差点部、その交差点部と、2 か所目は保育室風の街のお散歩コースとなる吹上富士見地内の市道吹 734 号線、筑波通線と市道吹 691 号線、富士見通線です。その交差点部、その 2 か所とも車両の衝突時に歩行者の滞留場所となる四隅に車両の進入防止としてガードパイプの設置を計画しております。

以上です。

(田中) これは前、去年でしたか、車が突っ込んだとかという交差点での事故に対しての対策としてやられるというふうに解釈すればよろしい

のですか。

（都市建設部参事兼道路課長）令和元年5月、ゴールデンウィークでしたか、滋賀県の事故を受けて、緊急点検をするようにということで保育所管部署と道路課、あと警察、3者で点検を行いまして、その緊急点検を行って、お散歩コースを保護するというか、整備するというので、そのうちの最後の2か所です。

以上です。

（田中）分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、次、277ページです。産業団地プロジェクトについてお聞きをしたいと思います。鴻創会の代表質問でもちょっと出たかと思うのですが、これの一応進捗状況と今後どのようにしていくのかということについてお聞きをしたいと思います。

（産業団地プロジェクト課長）産業団地の現在の進捗状況につきましては、県と市で3月中の基本協定の締結に向けて協議、調整を行ってまいります。基本協定の締結後に用地買収を開始したいと考えています。また、都市計画手続につきましても引き続き速やかに進めていきたいと考えています。用地買収の目安としては、市としては4月には用地買収を開始したいというふうに考えています。

以上です。

（田中）一応見通し、ざっくりでいいのですけれども、いつ頃には完成したいとかという、その辺が分かればお願いしたいのですが。答えられる範囲で。

（産業団地プロジェクト課長）まずは、3月中に基本協定を締結して、その後手続に入る形になるのですけれども、17条縦覧、そして市の都市計画審議会、県の都市計画審議会という流れで最終的に都市計画決定をするのですけれども、現時点ではその辺の時期は未定となっております。

（田中）それでは、ちょっと次に進ませていただきます。

285ページ、下のほう、下から10行目あたりに道路台帳整備事業というのがあるのですけれども、この内容等について詳しくちょっとお伺いをします。

(都市建設部参事兼道路課長) お答えいたします。

道路台帳整備事業は、道路台帳修正委託料が主なものです。前年度の道路の新設、廃止などを台帳に反映させるための業務でございます。内訳としましては、数値地籍管理業務委託料は、川里地域の国土調査のデータ化に伴い、地方税法第382条による通知事項を補正するデータ更新業務でございます。また、道路台帳修正委託料は、道路の新設、廃止等の移動及び鴻巣地域の過年度分の道路台帳修正分でございます。

以上です。

(田中) では、続きまして3ページめくってもらって288ページ、建築住宅課……

(287じゃないの声あり)

(田中) 失礼しました。287の下のほうからやっぱり10行ぐらいのところ、住宅等耐震改修促進事業でブロック塀等撤去築造補助金というのがあるので、その実績等についてお伺いをしたいと思います。

(建築住宅課副参事) 住宅等耐震改修促進事業のうち、木造住宅耐震診断耐震改修補助金の実績につきましては、現時点で申請件数が耐震診断、耐震改修ともにゼロ件でございます。また、ブロック塀等撤去築造補助金の実績につきましても現時点で申請件数ゼロ件という状況でございます。

以上です。

(田中) では、続きまして一番下なので、後退用地測量分筆等補償事業で後退用地測量分筆等補償料等の基準と実績についてちょっとお伺いします。

(建築住宅課副参事) 後退用地測量分筆等補償料等の基準と実績ということでございますが、基準につきましては、建築基準法第42条2項による道路において、建築行為に関わる道路後退用地につきまして、分筆後寄附をしていただいた方へ測量分筆及び登記費用の一部を予算の範囲内で補償するものとなっております。補償料は、測量分筆及び登記に要した費用としており、1件当たり最大で10万円、また費用が不明な場合は6万8,000円を上限としております。

実績につきましては、令和2年度につきましては、現時点で12件の申請がございまして、内訳は、10万円の助成が11件で、6万8,000円の助成が1件という状況になってございます。

以上です。

(田中) 続きまして、もうちょっとページを、あと二、三ページ進めて291ページの道路課のほうです。幹線道路等整備事業の内訳についてお伺いします。

(道路課副参事) それでは、幹線道路等整備事業の内訳をお答えいたします。

幹線道路等における老朽化した舗装の打ち替え等に要する道路改修工事費用でございます。主な工事路線といたしましては、ひばり野地内、市道A-1023号線、こちら免許センターからの前をずっと行った通りになります。赤見台地内、市道A-1020号線、北鴻巣駅の前の通りになります。また、南1丁目、吹上富士見1丁目地内、市道吹781号線、これは吹上駅の南口、こちらの通りになります。また、関新田地内、市道川21号線、花久の里の前、こちらの舗装の打ち替えなど、合計40路線の改修工事を計画しております。

以上です。

(田中) それでは次に、道路改修事業があると思うのですがけれども、その内訳、道路改修事業の予定についてお伺いをします。

(道路課副参事) それでは、道路改修事業、こちらのほうになります。こちらにつきましては、生活道路における老朽化舗装の打ち替えや道路排水構造物の更新など道路機能改善を図る事業でございます。予定する主な工事といたしましては、赤見台中学校の裏の歩道になります。また、宮前地内、市道E-146号線、これは関東工業専門学校付近になります。また、袋地内、市道吹565号線、これは石田堤史跡公園よりもやや東側になる、アピタに行く通りのすぐそばになります。アピタではない。すみません。今はフジモールでした。失礼いたしました。また、屈巢地内、市道川1028号線、県道鴻巣羽生線、セブンイレブン付近になりますけれども、こちらの舗装の打ち替えや側

溝の蓋かけなどを計画しております。

以上です。

(田中) それでは次に、また1ページめくってもらって293ページの道路課の道路改良事業の内容についてお伺いをします。真ん中辺です。1億7,500万円。

(都市建設部参事兼道路課長) 答えいたします。

道路改良事業は、道路の拡幅、側溝を敷設するなど道路機能の向上を図る工事費用や道路拡幅などに伴う用地買収費、工作物の移転補償料、電柱の移設などの費用、仮置きしている建設発生土の搬出業務などが主なものでございます。予定する主な工事箇所といたしましては、赤見台4丁目地内の市道A-1020号線、赤中と赤一小前の両側の歩道の改築工事、それと榎戸2丁目地内の市道吹617号線、これは清水燃料付近、それと境地内、市道川23号線、善勝寺の南側辺りなど合計9か所の工事を予定しております。

(田中) その下のところなのですけれども、市街化編入に伴う地区施設道路整備事業というのがあるのですけれども、その内容等についてお伺いをします。

(都市建設部参事兼道路課長) 答えいたします。

市街化編入に伴う地区施設道路整備事業は、平成23年1月に市街化編入となった原馬室、松原2、3、4丁目、小松2丁目、大間滝馬室の4地区において地区計画を定め、道路整備を実施しております。主な内容ですけれども、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金であり、地区施設道路の道路整備に必要な改良工事費、道路拡幅用地買収費、工作物の移転補償や電柱の移設などの費用で、令和3年度におきましては小松2丁目地区の区画道路4号というのですけれども、それが市道B-24、25号線におきまして現況の5メートルの市道を計画の6メートルとする用地購入と物件移転補償を計画しております。

以上です。

(田中) 次に、次のページのやはり道路課、橋りょう維持事業について、ざっくりちよつとこの間説明があったと思うのですけれども、申し訳な

いのですけれども、そのまた内容についてお伺いいたします。

(道路課副参事) それでは、橋りょう維持事業、こちらになりますけれども、市が管理する橋長2メートル以上の493橋を対象に、安全性の確保と維持管理コストの縮減を目的とする橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。それにより計画的な修繕と点検を行う事業でございます。主な内容としましては、点検業務と補修設計、補修工事でございます。工事といたしましては、行田市との行政界、鎌塚、前谷落とし、これは新幹線の側道になります。ちょうどものづくり大の手前になりますけれども、そこに架かる244-1号橋、それと馬室地区、こちらは原馬室、石田川、そちらに架かっております無名橋A14、また鴻巣地区の沼田、新谷田用水路に架かっているのですが、無名橋A21、3橋の補修工事を計画しております。

以上です。

(田中) 次に、301になると思うのですけれども、都市計画課のところで滝馬室地区施設道路整備事業というのがあるのですけれども、そのちょっと場所と内容についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) こちらのほうは3路線ありまして、まず1号線というのが鴻中陸橋の脇にあります帝石パイプライン事務所とアパートの間のところの細い部分からアパートのところ南側で曲がってセブンイレブンがある県道と並行して下りていくと氷川町1号公園というところがあるのですけれども、そこまでの距離で延長約80メートルで計画されております。それと、2号、3号はその鴻中陸橋の下にあるJRと並行している市道があるのですけれども、昔ガスタンクがあった通りですね、それを南側に向かっていくと右側に戸建ての貸家がある辺り、分かりますでしょうか。ガスタンクを過ぎて右側に貸家が何棟も建っている辺り。

(貸家の声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長) 一戸建ての貸家です。昔の一戸建てアパートみたいなやつです。ガスタンクから50メートルぐらい行ったところです。

(南の声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長) はい、南側の。そちらになります。そちらのほうの延長が、2号のほうと3号合わせて60メートルぐらいの距離になっております。まず、1号のほうにつきましては、用地買収に向けた費用、物件補償、2号、3号につきましては側溝工事を予定しております。以上です。

(田中) では、次に305ページのところ、ふるさと総合緑道愛里巢管理運営事業で、報酬として会計年度任用職員報酬というのがあるのですけれども、これでちょっと聞いておきたいのですけれども、会計年度任用職員の仕事内容、そしてふるさと総合緑道はどうなったのかと。出来上がったのかということなのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) まず、会計年度任用職員の仕事なのですが、まず受付業務、あと休憩施設等の簡単な清掃です。それから、ふるさと総合緑道の整備率は全体で99%で、令和2年度には390メートル整備した関係で99%になっております。工事を含んだ総延長93.72メートル、整備済み延長92.86メートル、残り0.47メートルということで、そこを計算しますと99.5%になります。

(田中) 次に、307ページの下から七、八行目ですか、元荒川川の国埼玉はつらつプロジェクト緑道等整備事業なのですか、この金額というのはほとんどというか、内容的には委託料が主なものなのかということですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) こちらのほうは、まず吹上地域の元荒川の除草、それから病虫害、樹勢回復等、剪定等の委託業務が主なものとなっております。桜の維持管理に係る費用は年々、桜のほう植栽後70年を経過しているということで、少しでも長く桜の樹勢について回復させたいということでそのような業務を行っております。

(田中) それでは、最後にちょっと聞きたいのですけれども、431ページの歳出の表があると思うのですけれども、これ土木費として増減を見ると16.9%増加しているということなのですか。

うか、原因についてお聞きをします。

(都市建設部長) 土木費の増額の主な要因としましては、先ほどご質問もありました幹線道路等の整備事業、こちらと大間近隣公園整備事業のほうが予算計上が増額となっております、こちらの要因に期するところが多いことになっております。

以上です。

(田中) 以上で終了します。

(川崎) それでは、結構あるのですけれども、まず119ページからです。交通安全施設整備事業について、田中委員のほうからも質問がありまして、答弁がありましたので、その部分は了解なのですが、ハードタイプの車両防止柵設置ということでありました。どのような内容のものなのかを伺います。というのは、これ何タイプかあったのではないかと思うのですけれども、ハードタイプの車両防止柵といった場合には……

(何事か声あり)

(川崎) ハードタイプって……

(ガードパイプの声あり)

(川崎) ごめんなさい、ガードパイプ。失礼しました。ガードパイプということでしたけれども、どのようなものなのかということでお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) ガードパイプなのですけれども、ガードパイプを四隅に設置するのですけれども、ガードパイプというのは適度な剛性と靱性を有する複数のパイプのビーム及び適度な剛性と靱性を有する支柱により構成され、車両衝突時の衝撃に対してビームの引っ張りや支柱の変形で抵抗する防護柵であるガードレールに比べ、快適展望性において優れている。しかし、ガードレールよりも施工性は劣るという定義になっておりますけれども、要は支柱があって、パイプが横に3段、または4段になるかもしれないのですけれども、入っているやつです。以上です。

(川崎) では、交通量がどうなのかということとその2路線についてお伺いをいたします。要するに交通量に比例して車両防止柵、どのような

ものを設置するかということも当然変わってくるのかなと思いますので、この2か所について交通量、事故の危険性とかはどのように認識していらっしゃるのかお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 交通量につきましては、調査はしておりませんので、データというものはございませんけれども、一般的な感覚で申し上げますと、1か所目の寺谷地内につきましては市道A-1003号線、フラワー通りですね、それと市道A-1004号線、共に市道の中では幹線道路になっていますので、交通量は多く、大型車の混入率も高い路線だと考えております。また、2か所目となる吹上富士見の市道吹734号線、筑波通線と市道吹691号線、富士見通線は、市道の幹線の交通量としては中程度と考えられ、大型車の混入はほとんどない路線でございます。それと、交通量に比例して車両防護柵は変わるのかというご質問でございますけれども、市道において車両用防護柵を設ける基準といたしましては、防護柵の設置基準というのが刊行されているのですけれども、そういった書物や埼玉県が発行している道路設計の手引だとかを参照しながら設計を行っております。基準によりますと、車両用防護柵は交通量はあまり関係なくて、それよりもその路線の速度とか、その場所、場所の設置箇所によりまして必要強度に違いが生じております。

以上です。

(川崎) 分かりました。

では、次、241ページになります。こちらは緑化推進事業ということで、一部新規事業です。一部新規分が85万円ということなのかと思いますけれども、こちらの事業につきまして、苗木の引換券を交付するというものでありました。85万円ということですので、1件当たり約2,000円というような、本会議での答弁では2,000円ぐらいとおっしゃっていたかと思うのですが、その確認と、見込んでいる住宅新築件数について伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 緑化推進事業の苗木の関係のご質問で、まず引換券なのですが、1名当たり1,000円分として、想定する新築住宅は700棟として70万円を考えております。そのほかに、15万円につい

ては引換券の印刷代、合わせて85万円となります。

(川崎) では、これは確認になるのですけれども、住宅新築のところということでありましたけれども、住宅新築件数を700件と見込んでいるということによろしいのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 想定する新築の住宅戸数を700棟というふうに見込んでおります。把握についてなのですが、歴年で平成30年度は526棟、令和元年度では632棟ということで、700棟の予算があれば一応可能というふうに考えております。

(川崎) ……の把握についてなのですが、これはあくまでも住宅を新築したところにだけ苗木を交付するということなののでしょうか。住宅新築の概念ということで、マンションを購入しましたというところもあるかと思うのですけれども、またあるいは中古住宅を購入しましたと、リフォームして住みますという場合、そのようなこともあるかと思うのですが、ここの厳密さというのでしょうか、についてちょっとお伺いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) どういった方を対象にというところの厳格というか、どういうふうにするのかちょっとあやふやではないのかなというところなのですが、新築という考え方の中で、建築確認検査機関のほうで検査終了後、約2年間のものというふうに一応区切らせていただくというふうに考えています。

それと、マンションについてなのですが、分譲マンションを購入された方についても一応2年を経過したものは対象外にするというふうに考えています。

中古住宅は、そうしますとちょっと対象外になってしまいますので、この事業の中に、ほかにも一体となっていて行っている事業、転入者への支援事業とかは2,000円は花の券がありますので、そちらで対応するような形になるのかなというふうに思います。

(川崎) ちょっと整理させていただきたいのですけれども、では本会議での答弁の2,000円というのは、転入者に対してのものが2,000円ということなのですね。

それで、もう一回住宅新築の概念について私自身が整理したいのですけれども、今の答弁ですと、2年以内のものを新築とすることなのではないでしょうか。分譲マンションの購入の場合も2年以内ということなのですか。遡るといつまでなのですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）建築確認検査機関の完了検査というのがあるのですけれども、それを期限として2年間というふうに一応区切りたいというところなのですが、これを厳密に2年とするかどうかというのは、まだ今ちょっと要綱をつくっている段階なので、まだ確実ということではないのですが、今想定しているのは2年ということと考えております。

（川崎）これ要綱をつくっていらっしゃるということですので、市民に向けてはもう少し分かりやすい内容になるのかなとは思いますが、今ですと様々な事業が混在しておりますので、住宅購入と一口で言いますが、新築の方はこちら、転居されてきた方はこちら、中古住宅の方はこちらになるのですよみたいな形で、ちょっと分かりづらいといえますか、市民の方からすると、ちょっとうっかりすると何か差をつけられているというのでしょうか、というような気もしますので、相当分かりやすい内容にしていかないと、今聞いていてもちょっとこんがらがってしまうような感じですので、そこをよく注意をしていただくということと、やっぱり喜んでいただくような事業にしませんといけませんので、一口で住宅新築と言いますが、その辺よく配慮をした内容にしていかなくてはいけないのではないかなというふうに思います。

ちょっと、ではまた整理なのですかけれども、では住宅新築の方は1,000円の苗木ということで、住宅新築でも転居ではなくて要するに建て替えの方とかもいらっしゃるわけですね。当然入ります。どちらかの市から入ってきました。住宅も新築です。転居をしてきましたといった場合には、その方は3,000円の苗木というふうになるのかどうか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）転入者には別の花の引換券という形になりまして、2,000円は2,000円になります。それで、苗木のほうは1,000円券ということで、トータルすると3,000円にはなりますが、一応

別々という考え方です。

（川崎）物が違うということでもありますね。ただ、花と苗木ということ
で最大3,000円というふうな補助になるのだということは分かりました。
それでは、287ページなのですけれども、実績はゼロ件だったということ
でございましたね。3年度の見込みについては何かございますか。

（建築住宅課副参事）住宅等耐震改修促進事業の見込みということでご
ざいますけれども、木造住宅耐震診断耐震改修助成金につきましては、
見込みとしまして木造の住宅耐震診断が1件5万円、耐震改修が1件
30万円で、合計35万円の事業費を見込むこととしております。また、ブ
ロック塀等撤去築造補助金につきましては、申請件数がゼロ件ではあつ
たのですけれども、見込みとしましては、令和元年度の実績を鑑みまし
て、令和元年度の実績が、これは9か月間の申請期間であつたのですけ
れども、ブロック塀の撤去の申請が6件ございまして、これを基に、こ
れを12か月分に換算いたしまして8件を想定しまして、1件当たりが
10万円の上限になりますので、合計で80万円。また、生け垣の設置につ
きましては実績はゼロ件ではあつたのですけれども、一応ブロック塀の
撤去補助金の半分の4件を想定しまして、1件当たり上限が20万円にな
りますので、合計で80万円。合わせて160万円を見込むことといたしまし
た。

以上です。

（川崎）道路改修事業、また幹線道路等整備事業、道路維持補修事業が
のっております。今ご説明もあつたのですけれども、ちょっとまた角度
を変えてお聞きしたいと思います。

まず、道路改修事業につきましてですが、1億1,880万円が計上されてお
ります。この改修工事の概要については先ほどお伺いをいたしました。
こちら要望がある場合に要望書を出したりすることがあるかと思うので
すけれども、要望がどれだけあるのかということをお伺いをいたします。

（道路課副参事）要望はどれだけあるのかということですが、
現在要望としてまだかなえられていない要望の件数でございます。3月
1日現在、道路改修事業として考えられる舗装の打ち替え、側溝の入替

え、蓋かけなど、こういった内容となってまいります。道路改修、56件の方がまだ今待っている状況でございます。参考までに、道路改良事業、こちらにつきましては側溝の新設、舗装の新設、拡幅等、こういった内容になりますが、道路改良につきましては139件、また水路改修、素掘りの側溝を機能アップのために3面コンクリートの水路に改修していただきたいというのが主なのですが、その件数についてはまだ26件。現在が221件、3月1日現在ですが、まだかなえられていないという状況になっております。

以上です。

(川崎) この話につきましては、今ご説明もありましたけれども、293ページの道路改良事業とも重なってくるのですが、道路改良事業については1億7,500万円ですね。道路改修事業は1億1,880万円です。今お話聞きましたとおりに、合計しますと相当数あるわけなのですが、改修のほうは56件、改良のほうは139件ということでありました。毎年予算は大体ほぼ一緒ぐらいでつけてあるのです、道路改修も道路改良も。これ予算の組替えということができないのかどうか、まず伺います。

(道路課副参事) 予算の組替えについてでございますが、まず道路改修事業につきましては、予算科目上は道路維持費、道路改良事業につきましては道路新設改良費となっていることから、内容の組替えについてはちょっとできないのですが、割り振り重点、そちらにつきましてはその年度、その年度の対応ということが考えられます。ただ、しかしながら、現在舗装につきましては老朽化が一つのテーマとなっております、確かに新設改良などを待つ声というのが大きく市民アンケート、またそういったものから感じられます。市としても必要だとは思っておりますが、その年度、その年度の配分という形が基本となります。

以上です。

(川崎) この道路改修と次ページの道路改良事業については関連がありますので、一緒に質問をさせていただきたいと思うのですが、今それぞれ年度によって割り振りを考えているのだということでありましたが、これもう一回確認ですが、今の件数といたしますのは、全部市民の

方から要望書を出していただいている数ということによろしいのですか。

（道路課副参事）改修事業、令和3年度に計画する路線でございます。継続路線10か所のうち要望に基づく件数、こちらは7件でございます。また、新規路線10か所のうち要望に基づく件数は5件となっております。そういうことから、全て要望という形ではございません。以上です。

（川崎）要望書を出していただいている中で、改修については56件、改良については139件、まだ整備されていないということで待っていただいている方なのですが、要望書を出してから、長い方では何年ぐらい待っていただいているのかお伺いいたします。

（道路課副参事）長い人で要望書を出してから何年経過しているかにつきましてなのですが、3月1日現在での状況でございます。道路改修、改良、水路改修、いずれにせよ全てお話ししますが、道路改修につきましては平成9年ということなので、およそ25年、道路改良につきましては平成7年度、こちらに出されているものがございますので27年、水路改修につきましては平成9年度ですので、およそ25年待たれている状況となっております。

以上です。

（川崎）大変長いこと待っていただいているということで、ここについては、さらに私もお聞きしたいと思うのですが、道路というのは当然通行車両や歩行者の安心、安全を守るということは言うまでもないのですが、同時にご協力をいただいている周辺住民の生活環境にも十分配慮しなければならないと思います。私どももたくさんの方の要望をいただいているわけですが、騒音や振動、排水、浸水など困っていることにできるだけ対応する必要があると思います。ここについて、長年、25年あるいはもう23年と待っていただいている方たちについて、今後の対応について1点お伺いをいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）1点、先ほどのご質問、うちのほうの回答の付け足しなのですが、道路改良が139件ぐらいとか待っている

のがあるのですけれども、その中にはどうしても農道に側溝を入れてほしいだとか、一番古いやつとか見ると、そういった結構ちょっと難易度が高いというか、評価するとやっぱり下のほうになってしまう、あまり人が通らないところの砂利道を舗装してほしいだとか、そういうやつはちょっと評価が低くなってしまうものもございますので、改良のほうは件数が多くなっております。

それと、今ご質問の要望書のほうの緩和できることではなくて……すみません……

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 5 6 分)



(開議 午前 1 0 時 1 3 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) ただいまの川崎委員からのご質問の長年待っている人にはどういった対応を行っていくかということですのでけれども、やはりうちのほうの、その案件ごとの必要性、効率性、それと効果について、鴻巣市道路等整備箇所評価検討委員会、そちらのほうで必要性、効率性、効果等を議論していきたいと思っております。

以上です。

(川崎) それでは、291ページの幹線道路整備事業についてなのですがけれども、具体的な箇所というのは先ほど答弁がございました。私のほうからは確認といたしまして、事業内容としたらば舗装だけなのか、また計画があるということでしたけれども、およそ何年間にわたって行う事業なのか、また予算規模、6億6,935万円ということですのでけれども、この予算規模については毎年同じ程度と考えてよいのかについて伺います。

(道路課副参事) 数点ご質問いただきました。まず、初めの事業内容として舗装だけなのかという内容なのですが、この事業、基本的にアスファルト舗装の補修、改修、更新となります。そのため、舗装構造となる路盤入替えをする箇所もございます。令和3年度に実施を計画する箇所

のうち1路線だけにつきましては、こちらは田んぼ側に土留めを設置してくださいという要望が出ておる内容がございます。そのため、改修に合わせてその場所のみ実施を計画しております。

次に、計画があるということは何年間にわたってということになるかなというふうに思っていますが、この計画につきましては、10年間としての計画を立てさせていただいておりますが、基本的に舗装の個別施設計画、こちらは幹線道路において舗装が存続する限り、計画を練り直しながらしていく事業というふうに考えてございます。

また、予算規模につきましてご質問いただきました。予算規模、令和3年度までについては、期限を設定しております公共施設等の適正管理事業債、これ起債になりますが、こちらを活用して老朽化が進んでいる箇所の工事を重点に予定しております。令和4年度以降、こちらの事業規模につきましては、財源等の関係もございまして、いずれにせよ、こちらでの将来的なものについては、お示しはちょっと控えさせていただきたいと思っております。ただし、通行者の安全、安心した通行を確保するため、継続的に老朽化した舗装の更新は図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(川崎)では、同じページの道路維持補修事業8,300万円が予算計上されておりますので、この主な実績等についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長)道路維持補修事業なのですけれども、主なものといたしましては、市内を6工区に分けて、緊急的な道路補修、側溝の泥上げ、除草、街路樹の剪定等、単価契約を結ぶことにより、市民の要望に対して迅速に作業を進めるための委託料、これが6,000万円ついております。そのほかに、施設修繕料として、単価契約では対応できない道路施設の修繕に要する費用として900万、ほとんどその辺の補修関係の仕事になります。

以上です。

(川崎)それでは、297ページの都市計画決定変更事業ということで2,662万7,000円が計上されておまして、一部新規500万円ということで

あります。具体的な詳細ということについて、まずお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 新規の500万円についてでよろしいでしょうか。新規の500万円につきましては、今回都市計画マスタープラン、緑の基本計画の策定業務委託として、都市計画は見直しに係る費用で令和3年度、上位計画の第六次鴻巣市総合振興計画の後期基本計画の見直しや県決定の都市計画の鴻巣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が変更される予定となっております。これらの上位計画と整合を図るため、改正というか、時点で修正をするための業務委託になります。

(川崎) では、次、301ページの三谷橋大間線2期工事整備事業についてですが、事業進捗率等については詳細の答弁がございましたので、私のほうとしては1点確認です。渋滞の要因にもなっております鴻神社交差点の拡幅工事、これは県と連携し、行っていくわけでございますけれども、こちらについても同様に令和4年度末完成と考えていいのかどうか伺います。

(道路課副参事) ご質問の県との連携についてでございます。埼玉県北本県土整備事務所では、鴻巣駅側、新藤商店付近から鴻神社前交差点を挟みまして熊谷方面の大光銀行付近まで、延長にして約170メートルの間、こちらにつきましては、中山道線雷電工区と称して、都市計画決定に基づいた幅員16メートルに拡幅改良するための街路事業を令和2年度、今年度より用地買収に着手いたしました。市が進めている三谷橋大間線2期工事の完成を目指す令和4年度末には、まずは車線に少し膨らみを持たせた右折非常帯を造るなどの暫定的な交差点改良を実施する計画と伺っているところでございます。

以上です。

(川崎) それでは、次、305ページの公園維持管理事業8,512万5,000円です。こちらについてですけれども、詳細としてお伺いをいたします。これは指定管理者制度導入以外の14公園以外の維持管理や遊具点検ということでしたけれども、職員がそれを行うのか、今年度の実績等お伺いをいたします。

(都市計画課副参事) 公園維持管理の今年度の実績あるいは維持管理や

遊具点検は職員が行うかということなのですが、基本的に維持管理とかにつきましましては、シルバー人材センターのほうに委託していたり、あと結構大きな公園につきましましては業者のほうに除草業務であったりとかというのをお願いしている状況でございます。あと、突発的に利用者の方からちょっと草が伸びていて除草してほしいよという場合は、職員が対応できる場合は職員のほうに対応している状況でございます。また、遊具の点検につきましましては、日常点検と定期点検というのがあるのですが、こちら日常点検というのはシルバーさんのほうに目視だったりで点検していただいて、法的なもので年1回定期点検というのを行わなければいけないのですが、そちらのほうにつきましましては資格を持った点検業者のほうに委託して点検してもらっている状況でございます。

実績というのは、遊具点検の台数とかの形でよろしいですか。

(何事か声あり)

(都市計画課副参事) 遊具点検のほうは、市内のほうに今237公園ございまして、そのうち指定管理のほうは指定管理者さんのほうで別個で点検はしていますので、それ以外の遊具がある公園、207公園、そちらのほうを点検の実施をしております。点検結果でございますが、今現在、A、B、C、Dとランクづけがされるのですが、Aランクに位置づけられている遊具が4基、Bランクに位置づけられている遊具が228基、Cランクのほうに317基、Dランクが1基となっております。

以上でよろしいでしょうか。

(川崎) 今数字がちょっと聞き取れなかった部分もあるのですが、Dランク幾つ……

(都市計画課副参事) Aランクが4基。

(川崎) Dランクが4基ということで……

(Dの声あり)

(都市計画課副参事) すみません。Dランクは1基です。

(川崎) それでは、ランクでDランク1基、ちょっと簡単にA、B、C、Dのランクづけがこのようなものだということと、特にDランクの1基についてはどのようにする考えなのか伺います。

(都市計画課副参事) 判定基準につきましては、ランクがA、B、C、Dとあるのですが、まずAにつきましては、健全であり、修繕の必要がない、Bランク、軽微な異常があり、経過観察が必要、Cランク、異常があり、修繕または対策が必要、Dランク、危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要、または破損し(P30「破棄し」に発言訂正)、更新を検討ということになっております。こちらのほう、資格を持った点検者のほうが現地のほうを確認していただいて、報告書を提出していただいております。Dランクの1基なのですが、砂場のほうがDランクが今判定が出ていまして、こちらのほうは砂場の枠が木製の枠になっておりまして、そちらのほう腐ってしまってもう、腐って危ない、危険だということでDランクがつきまして、今は使用禁止の状況になっております。こちらにつきましては、来年度早々にほかの遊具の改修と併せまして工事のほうを行いたいと思います。

以上です。

(川崎) 今改めてランクの内容と数字照らし合わせてみますと、Dランク、今は危険ということで使用禁止になっているということはもちろん承知したのですが、健全なものがある意味4基しかなく、Bランクの軽微な異常があるものは282基、異常があり、対策必要のCランクが317とおっしゃったかと思うのですがけれども、BとCに関しましては継続して見ていくということとともに、何らかの対策が必要であるということでありました。この対策をしているのかどうかお伺いしたいと思います。

(都市計画課副参事) まず、Bランク、Cランクとあるのですが、なぜBランクが多いかといいますと、本当に新しく新設でつけた遊具に関しては、当然ながらAランクというのをつくのですが、利用している中で例えば塗装が少し剥がれたり、傷ついたりするだけでBランクというランクづけになってしまうので、普通に使っているのですがけれども、そういうところでどうしてもBランクという形になってしまうので、Bランクが多くなったりはしています。

Cランクにつきましても、修繕が必要とか対策が必要というのは、例えばブランコであると、子どもが乗って、椅子とかあると思うのですが、

そこのチェーンとかが長年使っていると摩耗して擦れてきて、基準値があるのですが、その基準値の厚さにもうそろそろ到達しますよとか、基準値よりも少し減っていますよという状況で、そういうのを交換とかというのを行ったりはしております。点検者の中で遊具を見ていただいて、これはまだ使ってもいいですよとか、そういう形で点検結果は出ておりますので、その辺を見ながら順次行っております。

（川崎）分かりました。

では、次ですが、307ページです。大間近隣公園整備事業であります。1億4,948万7,000円です。こちらについては、たしか防災公園との位置づけがあったかと思えます。遊具を設置云々というお話もございましたけれども、どのような遊具を設置するのかという基準があるのではないかと思うのです。防災公園という位置づけの場合に。その基準について伺うのと同時に、どのような遊具を設置する考えなのか伺います。また、駐車スペースについても何台ぐらいを予定しているのかについてお伺いいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長）まず、1点目の防災公園の位置づけではなかったかということなのですが、大間近隣公園の一部を国の水防拠点として利用するという事で、協定に基づいて荒川上流河川事務所と協議中で、具体的な利用方法はまだ決まっておりません。国では防災時の資材置場として利用するのではないかなというふうに今考えております。

それと、上谷公園もそうなのですが、市の指定緊急避難所としての役割というものもこれから令和3年度に地域防災計画の見直しがありますので、そちらのほうも協議していきたいと思えます。

それと、遊具の基準ということの質問ですが、遊具の基準につきましては、まず国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針、その引用している中で日本公園施設業協会が出している遊具の安全に関する基準があり、遊具の安全領域等の基準があります。

3点目の駐車場のスペースですが、今回設計するに当たり、休日の最大

時の在園数などから必要な駐車場台数を算出しました。それが駐車場台数として14台、車椅子使用車両として1台、計15台の予定です。

以上です。

（都市計画課副参事）今遊具の設置の予定ということになるのですが、今のところ予定しているのが大型複合遊具、あと小型というか、普通の複合遊具、そのほかにブランコ、滑り台、あとクライミングロープというのがあるのですが、川里中央公園にもあるのですが、ロープで登れるのがあると思うのですが、その遊具と、あと水遊びができるように、ポップジェットといいまして下から水が噴き出るような噴水ですか、そちらのほうを今予定しております。

以上です。

（川崎）本会議でもせせらぎ公園に遊具設置というお話がありまして、こども未来部だったかと思えますけれども、インクルーシブというのですか、バリアフリー、ユニバーサルデザインの大型遊具という内容だったかと思えますが、同様の、大型複合遊具というのはそのようなものと考えてよろしいのでしょうか。

（都市計画課副参事）今現在、そのような遊具ではなくて普通のというか、大型遊具を想定しております。

（川崎）では、同じページでございますけれども、既設公園施設遊具改修事業2,460万円が計上されております。これは、令和3年度の事業については、鴻巣公園内歩道のことなのでしょうか。ゴムチップ舗装ということですが、その確認と、全て行う考えなのか。延長にしますと結構長さがあったかと思うのですけれども、およそのエリアというのですか、広さというのでしょうか、それと併せてお伺いをいたします。

（都市計画課副参事）こちらのほう、修繕を予定しておりますのは、先ほど委員がおっしゃったとおり鴻巣公園のゴムチップ舗装と、もう一点ありまして、ひばり野のテニスコートの一部の改修という2つの工事がございます。鴻巣公園のゴムチップのほうの舗装に関しましては、全面ではなくて一部、点々的に結構破損というか、壊れていたり、ひび割れがあったりとか、端がめくれ上がってしまっているところがありますの

で、その辺を全てやるのではなくて、その中で危ないところというか、職員が見て判断して行うような形になっております。

以上です。

(川崎) 同じページの川里中央公園整備事業でございます。これは除草範囲のまずどのぐらい、広いですので、どのぐらいの範囲にわたって除草するのかということが1点と、もう一点、駐車場に車止めなのですが、この高さが高いということでお話を市民の方からもいただいております。そうした調節ができないのか、事故のもとにもなりますので、その2つについてお伺いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 川里中央公園整備事業で除草範囲なのですが、未買収地を除いた約2ヘクタールを年4回実施しています。それと、現在ある駐車場の車止めの関係なのですが、こちらのほうは今ついている車止めが車止め専用の車止めではなく、ちょっと低い形の縁石がそのまま車止めとして利用されております。そんな関係で、一部舗装が下がった部分については、高さによってはマフラーをこすってしまうということで、私どもも現地を確認して、今年度、車止めについては専用のものではないので、付け替えるのではなく、駐車スペースがある状態なので、取ることで今検討しております。

以上です。

(川崎) では、309ページの公園整備事業2,214万3,000円ですが、これは北新宿事業地内に街区公園の整備ということでございましたが、1つだけなのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今、北新宿地内の街区公園の整備に関しては、これ北側の1号公園という1つだけの場所について整備すると。その面積が2,124平米ということです。

(川崎) ちょっと関連して。この整備事業は1か所なのですけれども、北新宿事業地内への街区公園の整備というのは幾つを予定されているのでしょうか。

(都市計画課副参事) ほかの全部の公園の数でよろしいでしょうか。一応北新宿の区画整理地内の中には、予定としまして近隣公園が1つ、あ

とほかに街区公園が3年度予定している公園を含めまして7つございます。

以上です。

(川崎)では、313ページの一般下水道維持管理事業3,000万円ということですが、この事業見込みの詳細についてお伺いをいたします。

(下水道課長)一般下水道維持管理事業、こちらのほうは一般下水路の修繕や清掃等の適切な維持管理事業になります。まず、10節のほうの修繕料、施設修繕料、こちらのほうは緊急修繕という形になりますけれども、一般下水路の蓋のがたつきとか破損、そういったものに対応するものとなってございます。

続きまして、12節の委託料になりますが、こちらのほうも一般下水路清掃委託料、そのほかに設計委託料といたしまして、今回百日堀の排水施設等の調査設計業務委託料ということで計上させていただいております。こちらのほうは、旧八幡田市営住宅跡地の有効活用を検討するに当たって、周辺地域の雨水対策とその整備に必要な概算の工事費の算出を目的としており、内容といたしましては、雨水対策に必要な調整池の容量の検討と、それに伴う道路整備及び水路の付け替え工事などに係る概算の工事費を算出する設計となっております。

その下、14節の工事請負費、こちらのほうは一般下水路の布設替え工事ということで、本町1丁目地内における一般下水路が今民地のほうに入っているということなので、今回ちょっと道路買収に伴ってその一般下水路の布設替えを行うという工事になってございます。

それと、その下の物件補償料なのですが、こちらのほうも本町1丁目の今申した工事に伴うガス、水道の切り回しに係る補償料となっております。

以上です。

(川崎)では、315ページの空き家等適正管理事業29万7,000円が計上されております。空き家バンク登録の状況について、まず伺います。

(建築住宅課長)空き家バンクにつきましては、平成31年の4月1日に開設しておりまして、今年の1月の31日現在で空き家に関する活用相談

が12件、空き家を利用したいとの登録が13件、空き家バンクへの登録が今までで3件ありまして、このうちの1件は、空き家バンクというわけではないのですけれども、売買が成立しております。ということで、現在は2件が登録されております。もう一件登録の申込みがありまして、これにつきましては埼玉県宅地建物取引業協会の彩央支部のほうが指名しました不動産業者が現在調査をしております、それが終了すれば登録ということになります。

以上です。

（川崎）では、空家等対策協議会の開催についてなのですが、こちらは委員の数が10人ということであったと思います。3年度の開催予定と、どのような方たちでその委員会というのは成り立っているのかについて伺います。

（建築住宅課長）空家等対策協議会につきましては、鴻巣市空家等対策協議会条例に基づいて運営されておりました、こちらのほうで委員の人数につきましては最大12名というふうになっております。現在市長が委員長でして、そのほかに10名の委員をお願いしております。構成としましては、まず自治会連合会から3名、それから民生委員、司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、これが1名ずつ、それとものつくり大学と埼玉県住宅供給公社からも1名ずつ委員になっていただいております。協議の内容なのですが、大体年に3回から4回ぐらいの会議を予定しております、今年度は8月の6日に会議を開催して、その後も会議開催する予定だったのですが、ちょっと新型コロナウイルスの影響で今年度は1回のみで、そのほかにつきましては委員の方に対して本市の空き家の対策の状況とかについて情報提供させていただいております。来年度につきましても3回から4回の会議を予定しております、空き家等に関する施策の推進について協議をさせていただこうと思っております。具体的には、特定空家に関することですか、空き家の管理とか利用促進の補助制度についてご意見をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 特定空家という話もございましたけれども、今現在その特定空家というのは鴻巣市に存在するのかどうかについてお伺いたします。

(建築住宅課長) 特定空家は、平成28年3月に法律に基づいて特定空家として助言、指導を行ったものが2件あります。1件につきましては、建物の除却は行われていないのですが、敷地内の樹木の剪定とか伐採とか除草とか清掃とか、こういったようなものが行われまして、周辺への影響が小さくなっていることから、その先の勧告へは進まずに様子を見ているところです。もう一件につきましては、所有者が死亡するなどして改善が行われていなかったのですが、昨年11月に相続人3名に対して改めて特定空家として助言、指導を行いました。その後、電話等で適正管理のお願いをしたところ、相続人の間で協議が調いまして、今年になってから解体工事が行われ、現在は建物は除却、空き家でなくなったというような状況になっております。

以上です。

(川崎) お話の中では特定空家についての内容を検討するということがありましたし、そのほかの内容についてもいろいろ協議をされるのだと思いますけれども、空き家についての有効な対策というのはどこも苦慮をしているところではありますが、市のほうで何にもないところで話というのはできませんので、協議会のほうに対しても特定空家の情報については今言ったとおりにやっていただくにしても、そのほか何か考えているような有効な対策ということは提示できるのでしょうか。

(建築住宅課長) 現在市が行っている空き家対策としましては、苦情とか相談があった空き家に対して、速やかに現地を確認した上で所有者を調べて、その所有者に対して空き家の現状写真ですとか、問題点を付した文書で改善のお願いをしております。その際に、通知の中に草刈り等を行ってくれる造園業者ですとか、解体業者ですとか、リフォーム業者、こういった方の一覧表を添付するとか、それから空き家の相談窓口のチラシですとか、それから先ほど話のあった空き家バンクの活用相談とか登録についての案内を同封するということが改善を促しております。やはりちょっと空き家対策の画期的な方法というのはないのですが、こう

いった地道な活動をするということで先ほどもお話しした長年懸案だった特定空家の1件が解決されるとか、そういったような成果も上がっておりますので、今後もこういった対応を継続していきたいというふうに考えております。

（川崎）空き家バンクのお話ございましたけれども、当初なかなか空き家バンクについての周知が進まず、皆さんに関心を持ってもらうことが大変だったと思うのですけれども、今の現在の状況を聞いていますと、12件が活用相談に訪れている、13件が登録というようなお話もございました。徐々に徐々に進んできているのかなというふうには思うのですけれども、さらなる活用をしていくべきではないかなというふうに思います。空き家バンクを登録するに当たっての阻まれている理由と伺いますか、課題、空き家バンクに至るまでの課題、もう一つ進まないというのでしょうか、その課題については何か認識していらっしゃいますか。

（建築住宅課長）空き家バンクは、空き家を売りたいという方からの登録をいただいて、それをホームページに出しているというふうなことなのですが、同じようなことを民間の不動産屋さんなんかでもホームページでやっているというところがありまして、やはりそういうところに対してさらに行政でやっているというメリットがなかなか認識されていないのではないかなというふうには思っています。やはり行政のほうでやっているところは、相談を受ければ信頼の置ける不動産屋さんを紹介しているというようなことですので、やはりあまり不動産屋さんと付き合いのない方は、どこの不動産屋さんを選んで相談したらいいのかというのが分からないというところもあると思いますので、ちょっとその辺はアピールをして、空き家の改善の通知をしている方に空き家バンクの紹介をしたりとか、それから昨年度行ったアンケート調査で空き家バンクを利用してほしいというふうに回答されている方がかなりの件数ありますので、こういった方にもう一度空き家バンクの案内を郵送するというふうなことでこの制度の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 同じページになりますけれども、住宅リフォーム支援事業についてです。702万9,000円ということで事業費拡大をしているわけですが、その理由についてお伺いをいたします。また、実績から判断しましてこの事業費拡大に至ったのかどうか、実績と併せてお伺いをいたします。

(建築住宅課長) 住宅リフォーム支援事業は、平成25年に開始しまして、平成27年度以降は補助金の予算額500万円で行って来ました。平成30年度から今年までの3年間は、9月の下旬ですとか10月の中旬にこの500万円に達して、受付を終了ということになっております。また、市内の建設業者からも予算増額の要望が寄せられているというふうなこともありまして、市内業者の利用に伴う経済効果ですとか、市民の住環境の向上につながるというようなことから、令和3年度は今年度よりも200万円増額し、700万円というふうにすることにしております。

実績なのですが、平成30年度が80件の申請がありました。最終の申込みの年月日が30年の10月の5日となっております。昨年、令和元年度が75件の申込みがありまして、こちらのほうが元年の9月の30日が最終の申込みになっております。今年度につきましては、75件の申込みがございまして、最終の申込みが9月の29日というふうになっております。

あと、来年度の予算を700万円とした根拠なのですが、補助申請件数の実績としまして、やはり4月に集中してございまして、4月は30件で200万円ほどの申請があります。その後は大体月平均10件、60万円ほどになっております。この補助金の制度としまして、年度内に工事を完了することというのがございまして、工事期間を考えると、大体12月の末ぐらいが最後の申請の受付になるのではないかとというふうに考えまして、来年度分として、4月分として200万円、5月以降の8か月分として500万円を想定し、合計700万円としております。この700万円があれば、補助金を希望する方におおむね皆さんに交付できるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

(川崎) すみません、委員長、この後まだあるのですけれども、それにつきましては予算参考資料より何点か質問したいと思っておりますの

で、ここで一旦打ち切らせていただいて、他の委員の方から言っていた
だいて、最後もしお時間があれば予算参考資料から何点か質問したいと
思いますけれども、よろしいでしょうか。

（委員長）はい、分かりました。

（都市計画課副参事）すみません、1点発言の訂正をお願いしたいと思
います。

先ほど305ページの公園維持管理事業の中で遊具の判定基準の説明をさ
せていただいたのですが、Dランクについて、最後の部分で「破損し、
更新」と説明してしまったのですが、正しくは「破棄し、更新」という
ことで訂正のほうをお願いいたします。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正の発言につきましては、許可することにご異
議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時56分）



（開議 午前11時09分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（秋谷）では、そんなに件数はもう多くなくなってしまったのだけれど
も、31ページの建築住宅課の住宅使用料のところ、あとはそれに対応す
るといふのかな、歳出絡みだと315ページの市営住宅の施設維持管理事業
のところになると思うのですが、まず市営住宅ごとの入居可能室数、使
えないところは除いてもらってもいいのだけれども、それに対して実際
に入っている入居室数からお伺いします。

（建築住宅課長）市営住宅は全部で8団地ありまして、順番に申し上げ
ますと、まず登戸団地が入居可能戸数が64、実際に入居されているのが

61になります。これは、令和3年の1月31日時点での集計になっております。宮前団地が入居可能が22戸で、22戸が入居されております。それから、松原団地が入居可能戸数が64、51戸が入居されております。小松団地が34、入居数は27です。人形町団地が戸数が51戸、入居が47戸。新宿が12戸で、入居が9戸となっております。このほかに原馬室第2団地と下谷団地はそれぞれ入居停止になっておるのですが、原馬室第2のほうは、現在の入居数は4、下谷のほうが53というふうになっております。以上です。

（秋谷）幾つかの住宅の中で、空いていると言ったらいいのかな、入居可能室数に対して実入居の差が出ているところが、例えば登戸であるとか、ほかにも、あと松原か、幾つかあると思うのだけれども、そこら辺は入退去の関係でメンテナンスとかしている期間というのもあると思うのですけれども、基本的には常に募集に対して応募がほぼ満たされているとか、抽せん漏れしてしまっている方は当然いると思うのだけれども、いっぱいいっぱい常に入れてあげているような状態になっているのかしら。

（建築住宅課長）入居を希望されている方でお待ちになっている方もいらっしゃるのですけれども、例えば登戸団地ですと、現在3戸空いていて、お待ちになっている方が4名いらっしゃいまして、実はこれ1月31日の集計なので、実は1部屋は2月に既に入居されています。それから、もう一人も5月に入居予定というふうになっております。あと2名の方は単身なので、狭い部屋を希望されているのですが、空いている部屋が3人用の部屋になっておりますので、そういったことで単身で入れる部屋が空くのを待っているというような状態になっています。

人形町についても、同じように希望されている方は単身の方なのですが、単身で入れる部屋が空いていなくて、実際空いているのは3人用ということなので、単身で入れる部屋が空くのを待っているというような状況が生じております。

（秋谷）あと、今は入居可能な部屋数を聞いたのだけれども、今入居停止状態になっている部屋数というのは、室数というのかな、トータルで

何室ぐらいになっていますか。

（建築住宅課長）原馬室については、実際の部屋数が8でして、そのうちの4戸が入居されていますので、残りの4が入居できない、管理はしますけれども、入居できない部屋となっています。

それから、下谷については92ありまして、53が入居されていますので、39が空き室ということになっております。

（秋谷）市の市営住宅の室数というのかな、たしか以前に聞いたこともあるかもしれないけれども、県へのほうに、県との関係で、我が市はこれだけの市営住宅がありますというような連絡を取り合うときというのは、実可能数、実際に入れる部屋の数でいくのかな。それとも、入居停止されているほうも申告というか報告をされているのか、どっちだろう。

（建築住宅課長）県とかから管理戸数ということで問合せがあれば、それは350というふうに回答しています。そのうち入居可能なものはというふうな問合せであれば247というふうに回答しております。

（秋谷）その数的なものというものは、あくまで市としての判断上、当初350で、今247か、240かというような話になっているのでしょけれども、必ずしも幾つではなければいけないということではないのですよね。

（建築住宅課長）特に国とか県のほうから何戸以上整備しなさいというような、そういったような指導とかはありません。

（秋谷）そういうことであれば、例えば原馬室はもう入居停止状態、今後退室されればどんどん、どんどん入居停止というのかな、下谷のほうもそういった形になってくるだろうけれども、以前から予算、決算の話になるといつも言うのだけれども、やっぱり整理統合というのかな、市営住宅の在り方も含めて、まずその整理統合についてどうお考えなのかというのをちょっといつもお伺いしているのだけれども、なかなかそのところが先に進まないの、どうなのだろう。ただこのまま、確かにそこに住まわれている方々のコミュニティーというのがあるから、簡単にあちらに移ってくれ、こちらに移ってくれというのは難しいとは思っているけれども、それをもう待たざるを得ないのかな。もし例えば市のほうで、ではここの市営住宅については有効活用させていただきたいと思

うのですと。ひいては、例えば4世帯の方々には引っ越しにかかる費用等も市のほうで負担してもいいので、こちらの市営住宅のほうにというような前向きというか、いい環境に移っていただくようなことというのは不可能なのでしょうか、権利の関係で。

（建築住宅課長）確かに原馬室と下谷はもうかなり老朽化が進んでいるということで入居停止にしているわけですがけれども、下谷につきましてはまだ53世帯の方が住んでいらっしゃるようですので、現状ではやはり破損した箇所ですとか、そういったものを修繕しながら維持管理していくというふうな方向にしております。

原馬室についてもやはり同様に、現状としては破損しているところを修繕していくということではあるのですがけれども、委員おっしゃるとおり4件ということであれば、そろそろ1件1件と話をしてということもあるかと思うのですがけれども、現状ではちょっとそこまではまだ考えていない状況です。やはり4件といっても非常に安い家賃で入っていらっしゃるようですので、これが近くの市営団地に移るとか、そういったような場合でも大分家賃が上がってしまうというようなこともありますので、ちょっとその辺は入居者の意向というのは十分に確認した上で進めなければならないというふうには考えています。現状ではちょっと今のまま継続というふうな考えでおります。

（秋谷）築年数が古い建物があると思うのですが、築年数が古い建物は基本的に平家のお宅か、あるいは棟の建物なのだろうから、例えば耐震的な問題というのはいかがなのですか。例えば市が管理している住宅で災害等で何かがあったときには、これはもう全部市が面倒見るといいう方も変だけれども、全ての補償、もちろん金銭的にもいろいろな面でしなければならなくなるではないですか。私、そういったことも含めると、すごく住まわれている方の命の部分もそうだけれども、壊れたところだけの修繕ということだとどうなのだろうと思うところがあるのだけれども、建物自体に問題性はないのでしょうか。

（建築住宅課長）下谷の長屋建ての簡易耐火建築物のほうについては、耐震の診断をしておりますして、当時なかなかこういった平家の長屋の耐

震診断の方法というのが確立されていない中で、設計事務所のほうに委託してやった結果、当時の基準法の耐震性能は有しているというふうなことで、倒壊のおそれは少ないだろうというような結論になっております。なので、長屋建てのほうには心配していませんが、委員おっしゃるとおり、ちょっと木造のほうについては築年数が古くて、さらに老朽化が進んでいるということで、大きな地震のときに心配があるのではないかというようなことは、確かにそういう可能性はないとは言えないと思います。その辺は、今後もし移転とかということになれば、やはりその辺を入居者の方によく説明をして、移転とかの説得材料にさせていただくというふうなことになっていくのではないかなというふうに思います。

（秋谷）先ほど1つ前のやり取りのお答えの中で、ほかの住宅にもし移ってもらうことになるのと家賃の差額というものが出るので、なかなか経済的な問題があって難しいというお話はあったのだけれども、例えばそういう市の所有物の問題点が結果的にあるのだとしたら、その家賃分を補填するなりなんなりしてでも、ある時期でお願いをしないと、何かあってからでは遅いと思うのです。例えば民間のアパートを借りて市営住宅として展開して、その補填をその人に限りですよ、もちろん原馬室でいったらそういう事情があるからということで、その部分を補填してあげても、それはある意味ではやむを得ない部分ってあるのではないだろうかと私的には思うのだけれども、そういった検討には入ってけるものなのではないでしょうか。

（建築住宅課長）具体的にちょっとそういったような検討までは入ってはいないのですけれども、当然市の都合で移転していただくということであれば、家賃が最初の何年間かは安く抑えられるというような制度もあるのですが、そうはいつでも何年か後には周辺の同じ団地にお住まいの、ほかの市営住宅の方と同じところになりますので、何年かは安いのですが、その後は同じになるというようなことだと、その辺でまたご理解が得られるかどうかということもありますので、ちょっと今後研究はしていきたいなというふうに思います。

(秋谷) そのロジックがちょっと私には分からないのです。何が分からないかという、例えば原馬室の住宅の家賃が2万円だったとしましょう、仮に。それで、市の事情で、この建物はちょっと老朽化しているし、何かがあったときに危険なので、すみませんけれどもこちらの市営住宅のほうに、こちらは家賃は確かに3万円が高いのですけれども、例えば、では1万円はあなたに限ってはこういう事情で動いていただいたから、何年か後上げるとかではなくて、あなたがいらっしゃるうちは補填をするという考え方は不可能なのではないでしょうか。確かにほかの入居者の一体性というか、均衡というか、バランスを取れば、確かに何年か後に合わせてもらわないと困るという言い分はもちろん分かるのだけれども、市としてそういう何かあったときに不都合が生じてしまうような建物から移っていただく以上は、ある意味その人の生存権というのかな、そういった今住まわれている方の権利のことを考えたら、ある意味では私はやむを得ない、何年か後とは言わずに、こちらから移っていただいた方だけはもうやむを得ないのではないかと私は思うのだけれども。何かあったら、例えば月に1万円とか2万円、市が負担するものでは足りないぐらいその補償というものを市側がしてあげなければならないではないですか。万々が一命に関わるような話になってしまったら、やっぱりこれは大変なことになってしまうと思いますけれども、いかがかなと思うのだけれども。今のロジックは、ちょっと私にはあまりにきちょうめん過ぎるロジックで、事情を考慮したらもっと別のロジックになるのではないのかなと思うのだけれども、いかがですか。

(建築住宅課長) 市営住宅の家賃というのは、基本的には法律の定めに従って決めているということにして、今委員おっしゃるとおり、そのほかのいろんな事情も個人個人であるのだから、そういうところまで事情をよく見たほうがいいのではないかとするのは確かにありますので、私もまだ今まで移転とかについて詳細に検討したことがないので、ちょっとその辺がよく分からないところもありますので、場合によっては何か法律上そういった特別な例が認められるのか、条例とかによって法の範囲内で何か決める手段があるのかとかという、そういうことについても、

今後移転をお願いするというような状況になれば研究はしていきたいなというふうに思います。

（秋谷）結構この件については何度も何度も言ってしまうので、ある程度めど、目途というのかな、例えば、では市営住宅政策についてこういうふうにしますという目標みたいなものをもし持っていただけたらありがたいのだけれども。今までだと退去を待つような形でずっと来てしまっているのだけれども、一生そのままでもいいわけは、自分はないと思うのです。だから、もし可能性あるなら、一応また翌新年度になってしまうのかもしれないけれども、そのときまでには何かしら検討した結果というものを、明確な方向性を持ったことを出せるのかどうか、ちょっとお伺いしたいのだけれども。

（建築住宅課長）一応これ平成28年に策定した公共施設等の総合管理計画でも更新検討というふうになっているところなのですが、今後のさらに細かなスケジュールとか、どうするのだということについてはちょっと現時点ではなかなかお答えできないのですけれども、建築住宅課としても老朽化しているというようなところは十分に認識はしておりますので、これについてはちょっと今後研究、検討していきたいというふうに思います。

（秋谷）では、次に行きます。

287ページのまた建築住宅課の住宅等耐震改修促進事業のところなのですが、先ほど見込みの件数というか、新年度の想定の数とかの話もあったのですが、まず一番最初に、以前に各学校単位で危険の箇所というものを役所のほうに集約していましたよね。その件数をまずお伺いをします、改めて。

（建築住宅課副参事）平成30年6月に発生しました大阪府北部地震の直後、学校のほうで安全点検をしていただいた結果、100件弱のリストアップがございますと以前ご説明させていただいておりますが、その後精査しましたところ、リスト上で95件が一応調査対象ということで確認できております。

以上です。

(秋谷) その95件の方々のところに、たしかあの当時は市の方がお伺いして、31年だから令和元年になるのか、31年度予算のときの話かな、こういった補助をしますので、何とか改善してくださいよというようなご相談に行ってきたわけなのだけれども、実際に今そういう対象になっている所有者の方々が何でその危険なブロック塀等の修繕というか、改修というものに踏み切らない、そのご事情って分かりますか。今の件数に対して、やっていただいている件数があまりにも少ないではないですか。そうすると、指摘をしているのにやっていない、確かにそれは所有者の問題なのかもしれないけれども、何かしらこれこれこういう事情があるからできないのだとか、あるいはもうちょっと補助があればできるのだとか、何かしら事情ってあると思うのです。そういったことは調査ってされているのでしょうか。

(建築住宅課副参事) 先ほど95件がリストアップされているというお話を申し上げたのですが、そのうち特に危険なものということで10件がございまして、こちらについては令和元年6月にこの補助制度が始まる前に訪問させていただいて、1件の方は補助金を使って解体していただいたと。残りについては補助金使われていませんが、後日確認したところ、解体されていたという状況で、その後、再度その10件については訪問いたしまして、1件、危険な塀が門を境に片側だけ改修されていたというのが確認されておりまして、その所有者の方にお話を伺うことができたのですけれども、その方のお話ですと、やはり資金面が厳しいということで、今回片側だけをやりましたというお話だったそうで、危険な塀であるということは認識をお持ちいただいたということなので、半分についても今後検討していくというような話は伺っているという状況です。それが全てではないと思うのですけれども、原因としましては、話を伺う中で、やっぱり資金面が厳しいということと、やっぱり地震の事故から大分日にちがたっているということで、危機感の薄れというののもちよっと感じられると。あとは緊急事態宣言等が出る中でいろいろな活動が自粛されているということで、やはりその辺が原因ではないかなとは考えております。

(秋谷)95件の中のその10件のお話というのは理解したのですけれども、残りの例えば85件への対応というのは、まずどのようになさるのだろう。

(建築住宅課副参事) 残りの85件につきましても、その後現地のほうを確認しまして、リストなんかも精査したところ、そのうち2件が解体済みであることは確認できました。また、建築物の塀であるものや、あとは高さが低い、80センチに満たないようなものとかも含まれておりましたので、そちらについては補助対象としないということで、これが18件ございましたが、これは対象外ということにさせていただきました。そうすると残りが65件ということになるのですけれども、このうち危険な塀として確認できたのが62件で、残り3件については未調査という状況になってございます。この危険な塀として確認できた62件につきましては、このうちの58件について、ポスティングや訪問で注意喚起を既に行っております。そのほか4件につきましては、空き家であったり、あともう家がないというような状況で、直接その所有者の方に会えなかったこともありますので、これについては今後対応を検討していきたいと考えております。

(秋谷) このブロック塀の補助金について、1つ2つ前の質問ともかみ合わせると、全部撤去で直さないで補助金は出ないのか。全部撤去ではなくて、今おっしゃったように例えば高さをここまでにさせていただく、部分的な撤去でもしっかり出すのか。そこら辺の取決めがどうなっているのか、ちょっと改めて確認をさせてください。教えてください。

(建築住宅課副参事) この補助金の要綱の内容になるのですが、この補助金の要綱では、危険なブロック塀につきましては、基礎まで全部撤去していただいた場合に補助金の交付をさせていただくというふうになっていまして、高さを低くする部分的な改修のようなものには補助金の交付は今現状していない状況になります。

以上です。

(秋谷) そうすると、やっぱり使い勝手というものがもしかしたら悪いような感じがしないでもないのですけれども。要は高さ的に、例えば先ほど答弁いただいたときに80センチ以下のものについてはというお話が

あったけれども、そこら辺はもうちょっと弾力的に運用してあげれば、危険箇所というのはもしかしたらもうちょっと少なくなっていくのではないのかなとちょっと思ったりもするのですけれども、そういったご検討というのはいないのでしょうか。

（建築住宅課副参事）この交付金の補助制度を制定する段階で、部分的な撤去等も含めるかどうか等、検討した経緯がございます。ただ、その時点ではその後の緑化、生け垣等の設置等もございましたので、一応そのブロック塀を全部撤去していただくところが対象ということで内容のほうは確定した状況です。この補助金の要綱につきましては、令和3年度いっぱいが一応現在の期限になっておりますので、その段階でまた今までの成果等を検討して見直し等を行う必要があると考えておりますので、その辺の内容につきましても検討してまいりたいなどは考えております。

以上です。

（秋谷）ご検討していただけるということなので、もしかしたら使い勝手のいい要綱になればいいなとは思っただけけれども、私はさっき例えば80センチ以下に部分的な撤去でもいいではないかという話をしたのだけれども、例えば塀自体の強度をちゃんと高める工事をしてそれが使えるようになるであるとか、何といたってもその構造物自体がしっかりとした対応ができるかどうかというのが問題なのだろうと思うのです。ただ撤去だけではなくて。部分的なものもあるし、あるいは何かしらの事情でできないのであればそれを強化していただく、そういった考え方も私はいいのかなというふうにも思うのですけれども。そういったところの見解というのはいかがなものでしょうか。

（建築住宅課副参事）ブロック塀の構造強度に関しましては、建築基準法のほうで規定がございますが、古いブロック塀につきましては、建築基準法の規定にのっとらない形で、例えばしかるべき鉄筋が入っていないとか、そういうような塀も存在すると考えております。

また、補強ということなのですけれども、補強については建築基準法の規定の中等で技術的にどういう補強をすれば安全だとか、そういったも

のが確立されていないような状況ですので、その中でどこまでどういう補強をすれば安全ということが担保できない。あるいは、先ほど言ったような鉄筋が入っていないようなものはもう中が見えませんが、そういったものに対してどういう対応したらいいのかというのはなかなかちょっと難しくなってくると思いますので、やはりひびが入っているとかが傾いているという状況だけの判断からすると全て撤去していただくということが一番最善なのではないかというふうには考えております。

（秋谷）分かりました。

次に行きます。291ページのところなのですが、ちょっと前もって通告しているのは質疑の中である程度お答えが出ているものもあるので、まず291ページの道路課の所管の道路改修事業と幹線道路等整備事業、道路改良事業と3つ道路絡みの話があるのですが、今回幹線道路等整備事業というものを別枠で起債を起こしてやることによって、道路改良と道路改修については、以前よりかは本数的なものも含めて工事件数と工事の距離というのかな、そういった部分は当然増えているのですよね。これ確認したいのですけれども。前まではこの道路改修のところには幹線道路等のお金も当然含まれていた話だろうから、細々としたところまでなかなか回らなかったのではないかと思うのです。ただ、今回幹線道路等のところだけは別枠になっているから、本来だったら改修の部分で増えると言ったら変、件数はもしかしたら同じかもしれないけれども、あてがう場所が違うというのかな、そういうふうな話になっていないとおかしい話だと思うので、その辺りでお答えがもしいただければ。

（都市建設部参事兼道路課長）まず、改修工事なのですけれども、20件今年度行って、改修の延長は2.5キロぐらい。それで、今まで改修事業の中に幹線道路も入っていたわけなのですけれども、今回幹線道路のほうを抜きまして、幹線道路のほうはかなり距離は、今回お金もかなり要求しているので、長い距離になります。それで、幹線道路のほうは40路線、距離にしますと23.8キロ、それで改良工事のほうは9件で、約1キロを予定しております。昨年との比較がちょっと今手元に、距離であまり出していなかったもので、ちょっとないのですけれども、要は改修のほうを

今回力入れて距離を延ばしているという形になります。

以上です。

（秋谷）結果的に先ほど要望に対するお答えというものももちろんあったのだけれども、幹線道路ももちろん重要だけれども、一市民の方々にしてみるとやっぱり細かな、要は本当生活道路というのかな、そういったところの改修なり改良なりというのも着実に進めていかないと、なかなか市民満足度というのは向上はしないのです。我々もいろんな要望を受けるのだけれども、いつも怒られてばかり。ですので、今後そういう幹線道路部分というものがこういう別枠になったからには、やっぱりある程度そういった部分の生活道路の事業というのは、予算の額は変わらなくても着実に進んでいくと、そういう理解でいいですよ。

（都市建設部参事兼道路課長）今回幹線道路にいっぱいお金をつぎ込みたいと考えたのは、令和3年度まで事業債が使えるものですから、そのために個別施設計画、それを策定して、それをつくれば起債が受けられるということなので、それで急いでつくったわけでごさいます、その中で今回集中的にといいますか、幹線道路を整備して、その後は当然もちろん生活道路、そっちのほうにも力を入れていかなければならない、そんなふうに思っております。

以上です。

（秋谷）あと、幹線道路等の整備事業の中で40路線やるというお話とか、距離の話とか路線の話は聞いたのだけれども、要は問題なのは長寿命化というものがどれくらい図れるものなののでしょうか。というのは、道路の置かれている環境によっては、例えばどうしても水の多いというのかな、水の出るような道路もあれば、路盤が悪いというか、もともとその基礎の基礎というのかな、その土地自体がもう強くないというか、あとは交通量によってとかいろいろ、ただ長寿命化と一言言っても、道路一本一本の置かれている現状を考えると、一概に何十年と一本一本決められないと思うのだけれども、それでもおおむね長寿命化というものはどれくらいのスパンで考えられるのでしょうか。

（道路課副参事）長寿命化にする前に、まず一般的にアスファルト舗装、

こちらの寿命というのが通常、一般的になのですが、10年程度と言われております。ただし、委員おっしゃるように、車両の通行量、特に大型車の通行量によって大きな差が生じてきます。また、地形的な内容について、先ほど委員おっしゃるように水が出やすいところ、路盤のところには水がたまりやすい、湿潤状態が出やすい状態というのがやっぱり経過としてはもちが、経過、もちが寿命的には短くなる傾向というのがございます。個別計画におきましては、長寿命化の期間というのは、まずは長期的に長い管理水準を保つために今後40年間の修繕費用を予測して、その上で10年間の計画期間内で仮予測をした中で計画書のほうができてございます。結果的に何年何年という個別なところには具体的な触れ方というのはなかなか難しい状況でございますが、やはり、先ほどの繰り返しとなりませけれども、当然のことながら通行量であるとか、そのときの状況によって差が生じてくるような状況でございますので、質問に対する回答にはちょっとなかなか適さないような表現になってしまいますけれども、具体的な年数というのはちょっと申すのが難しい状況でございます。

（秋谷）そうすると、道路ごとの例えば個別計画の中で、今やり取りやっている交通量の問題とか、あとは水の問題とか、そういったものが該当する個別の路線に対しては、何かしら今までと違う、しっかりとした工事というのかな、いろいろ道路基準がある中でやっていくしかないのでしょうかけれども、分かっているわけではないですか、もうこの路線はこういう環境というのが。そうしたら、今までどおり同じような単なる改修、路盤の入替えも含めて、では駄目なわけですか。プラスアルファをやらないと。そういったことまで考えてちゃんと対応されるのでしょうか。それをもしやれるのであれば、本当に長寿命化とって確かに期限は設けられないかもしれないけれども、今まで道路改修をして、5年しかもたなかったなというのが、もしかしたらもっと伸ばせる可能性もあるのではないのかなと思うのですが、環境に応じた個別の中身というふうになんかちゃんとできているのかしら。

（都市建設部参事兼道路課長）当然、秋谷委員おっしゃるとおり、今回

やるに当たって、今舗装厚が大体車道で5センチなのですけれども、そこを7センチだとかそういった、場所によってですけれども、明らかに水に浸ってしまう、例えば生出塚のところのセブンイレブンの通りだとかは完全に冠水するところなのですけれども、そういったところは何らかの、今までどおりではない、今まで以上の舗装のやり方というのですか、そういったことで施工していきたいというふうに思っております。

（道路課副参事）また計画内でのお話になります。内容的に特定の路線につきましても、路上再生工、路上再生路盤なのですけれども、路盤に例えばセメントを混ぜる、そういったのも検討しながら計画書の中では記述をさせていただいているところがございます。

以上です。

（秋谷）そうすると、今まではあそこの道路工事は何度やってもうまくいかないな、うまくいかないなというのは何度も何度もやっているなというところは、やっぱりある程度長くやらせてもらっていると思うところがいっぱいあるのだけれども、ではそういった部分はかなり今後は改善されるのですね。

（都市建設部参事兼道路課長）工夫してやっていきたいと思います。何度もそうならないようなふうに、いい方法を適所に、その場所によって適切な処置を行っていきたくて考えております。

（秋谷）次は299ページいいでしょうか。これも道路課になるのですけれども、都市計画総務費の庶務事業の中の上尾道路建設促進期成同盟会の負担金、上尾道路の関係はこれしか予算が出てこないのだけれども、分かる範囲で、令和3年度、上尾道路がどのような計画でいくかという概略的なお話をしてもらえればと思います。

（道路課副参事）新年度となります令和3年度の事業、こちらの見通しにつきましては、現在、関東地方整備局、こちらのホームページ、こちらで令和3年度直轄事業の事業計画等政府予算案、日付につきましては2月24日時点という記述になっておりますけれども、こちらの状況になります。そちらの状況によりますと、調査設計、用地買収、橋梁下部工を実施する予定ということで掲載されてございます。

以上です。

(秋谷) 概要は今のお話だと思っておりますけれども、もう少しだけ入り込んだ内容というのは分からないものでしょうか。例えばどこからどこまでの区間についてさっき言っていた工事が入るとか、ここからここまでの部分の買収をやりますとか、そういうちょっとだけ踏み込んだところというのは分からないですか。

(道路課副参事) 現在のところ、ホームページに載っている内容が私ももつかんでいる最新状況でございます関係上、申し訳ないことながら、具体的に踏み込んだところというのが乏しい状況となっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 56 分)



(開議 午後 零時 58 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) 次が 301 ページの三谷橋大間線の 2 期工事のところでお伺いしたいのですけれども、令和 4 年度末完成というお話なのだけれども、現時点で何か問題点があるのでしょうか。先ほどのお話だと、かなり 3 年度、4 年度でぐっと進むようなお答えだったけれども、特別問題になるような点はないですか。

(道路課副参事) それでは、三谷橋大間線 2 期工事のほうの 4 年度完成のため問題点につきましてお答えいたします。

数点ちょっと問題点等については考えられることがございます。現在のところ、拡幅道路用地、95% の買収率ということで申し上げます。まだ 100% となっていないことから、まだ拡幅用地、相手様がいることでございますので、その点につきましては問題点の一つかなというふうに考えております。

また、2 点目、こちらとしましては、あくまでも他工事、あれだけの大きい街路工事ですので、拡幅に伴いまして水道、下水道、ガス、電柱、こういった他工事が入ってまいります。それに関する工事調整などが課

題点の一つかなというふうに思っております。

また、3点目、こちらは中山道の鴻神社前交差点、こちらにつきまして、県のほうが拡幅計画を持って、今年度から買収に乗り出していただいているところでございます。当然県の拡幅スケジュール、それと整合しなければいけない。整合していただく関係で、やはり県のほうにつきましても隣接する方々の地主さん、要は相手方がいらっしゃることですので、そちらがうまくできるのか、こういった今3点ほどちょっと挙げさせていただきましたが、この内容について懸案というか問題点となる形かなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、関連する部署、占用企業者さん、また埼玉県北本県土整備事務所と調整を図りながら、完成に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

(秋谷) 拡幅のための用地買収の要は相手先の同意というのはまだ取れていないということなのかな、今のお答えだと。

(道路課副参事) あくまでも最終合意というのが契約ということを考えております。ですので、まだ100%の合意が得られていない、契約まで至っていないという形から、私はちょっとお話をさせていただいたところでございます。

(秋谷) ちょっとはっきりしないのだけれども、要は最終的な合意というのは、もちろん行政だから、中途半端というか、ただ単なる口約束だけでは100と言えないのでしょうか。もう当然相手方は分かっているわけではないですか。だから、そういう意味では、計画自体にご理解はいただいているのかどうか。そのご理解いただいているのといただいていないというのは全然違うと思うのです。いただいていないとなれば当然重要な問題点だと思うのだけれども、いや、ご理解はいただいていますと、ただ契約のところまで至っていないだけなのかどうか、そこを確認。

(道路課副参事) 契約へのご理解についてでございますけれども、一步一步進めている状況でございます。最終的な合意というのは得られてい

ないのが先ほどの契約上のお話という形でお話しさせていただきます。
以上です。

（秋谷）あと、3つ目の問題点で、県の旧中山道の拡幅との関係というお話があったけれども、そちらとうまくすり合わせができない、4年度末ね、こちらは4年度末を目標にしているけれども、もし県のほうが我々のほうの4年度末にもし合わせられないのだとしたら、それは後送りされてしまうの。要は4年度末完成という目標自体が後になるかどうか。県との話によって。

（道路課副参事）市の三谷橋大間線整備事業につきましては、そのまま事業のほう、街路事業としては一旦完成という形になることがございますが、やはり先ほどのほかの委員さんからの質問いただきましたけれども、県とすれば、埼玉県のほうからは今回の令和4年度末の完成時には、買収ができたところから、当然のことながら右折非常帯などを造ると。それによって円滑な通行を少しでもよくしていこうという話をいただいているところがございます。したがって、三谷橋大間線とすれば進めていくのですけれども、やはり鴻神社前交差点がボトルネックとなっていることから、完全な解消に向けては、やはり県の事業を引き続き進めていただきながら、事業区間である新藤商店付近から鴻神社前交差点挟んで大光銀行の周辺のところまで継続的に県のほうは実施していただくような形になると思います。

以上です。

（秋谷）私に関心があるのは、実はもうてっきり2期はちゃんと4年度末で終わって、もう5年度からは3期に入れるものだというふうに勝手に理解をしていたのだけれども、要は4年度に事業認可取って、もう5年度から始められるのですよね。まだやっぱりそこも、県の旧中山道の拡幅自体によっては、3期も後ずさりしてしまうのですか、そのスケジュール的なものが。

（道路課副参事）2期工事につきましては、あらかじめ当然のことながら終わってしまうこともございます。それは、2期工事としての整備区間が、国道17号であれば宮地交差点、そちらから鴻神社前交差点、中山道

側ですね、そこまでの間を実施する事業という形になってございますことから、一旦そこまでの整備が終了して確定の形になってしまえば、市の街路事業としては一旦はそこで完了という形になります。

以上です。

(秋谷) いや、3期工事の目標というか、取りかかれる時期が、4年度に認可出して5年度から取りかかれるのかどうかというところを、変更ないですね、そうしたら。今のお答えなら。

(道路課副参事) 令和4年度末完成した場合には、5年度から3期工事のほうの事業に着手できるように準備を進めていきたいというふうに思っています。

(秋谷) 次に行きます。307ページの、先ほど来、大間近隣公園の話があったのですけれども、念のために確認なのですけれども、私パブリックコメントを取ったときの図面までしかちょっと記憶がないのです、実は。その辺りに変更点があったのか、なかったのか、その点伺います。

(都市計画課副参事) そうしましたら、パブリックコメント後の変更はということなのですが、令和元年8月から9月にかけてパブリックコメントを実施しました。その結果、1点だけ変更しております。遊具なのですが、絵の中では砂場があったかと思うのですが、砂場のほうをやめまして、親水施設、噴水ですか、水で遊べるような施設にするという事で変更を行いました。

以上です。

(秋谷) そうしましたら、先に行かせていただいて、313ページですか、下水道課の一般下水道の維持管理事業のところの設計の委託料と布設替えの工事の内容は先ほど聞いたのですけれども、設計のところ、前私が八幡田の住宅の話をして一般質問したときに、あそこの八幡田住宅跡地はすごく水の問題が大変だということは自分質問してよく分かったのだけれども、水路を切り回すとか、調整池というのかな、造るかって、結構水の流れを変えるというのは難しいと思うのだけれども、現時点であの土地の例えば北側にそういう調整池的なものを造って、例えば水をどちらに切り回すのか。あのとき私が質問のやり取りしたときは、できれば17号

をアンダーでくぐらせて、大幹線排水路か、あっちのほうにみたいな話もあったと思うのだけれども、現時点でどういった計画をつくろうとしているのでしょうか。

（下水道課長）現時点では、あの周辺にたまる水をためられるだけの調整池を造るような設計ということで今回は考えております。前回の考え方でいきますと、現状、台風19号でもあの辺というのは、現地で聞き取りもしているのですが、水が出なかったということで、あの辺にちょっと水は最近出ていないということも伺っている中で、前回の考え方でいきますと、あの辺って隣の排水区からこちら側の百日堀のほうに水も来てしまうということで、下水道としてあの辺を整備するとなると、そちらの隣の排水区の水も来なくなるということも考えられると。あの辺というのは排水区の中の上流側になるので、あそこを本格的に整備するとなると下流側から整備していかなければならないので、そこもまた大分時間とお金がかかるというところもございまして、今回については、あまり最近水が出ていないというところもある中で、あの辺の水を処理できるような容量のものがどれぐらいでできるかという概算工事費の設計をということでやっております。

以上です。

（秋谷）調整池の設置はすごく難しいと思うのです。というのは、私はよく大間の雨水調整池の話をするけれども、結局あそこは土砂が大変たまってしまうと、そっちは下水道の事業会計のほうで聞くけれども、あそこに仮に雨水の調整する池を八幡田跡地に造るにしても、例えば下が素掘りでやるのと、それともしっかりとしたコンクリート設計にして、なおかつ排水のポンプとかなんとかやっていくのだと、全然効果の出方がそのやり方によって違うのです。だから、やってみただけでも、水がフローしてしまってあの周りの住民にご迷惑をかけるわけにはいかないと思っているのだけれども、その辺りも今後設計の中で検討するという理解なのではないでしょうか。

（下水道課長）今秋谷委員の申されたように、調整池も大きさもどれぐらいにするとか、素掘りのままでいいのかとか、コンクリート張りにす

るのかとか、そういったものを含めて今回検討するということになります。

以上です。

（芝寄）1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、道路のことで、291ページなのですけれども、道路改修事業と293ページ、道路改良事業、幹線道路等整備事業、この3つのことでちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、道路改修事業と道路改良事業、これ大幅に昨年度当初予算より減っているのですけれども、減額の理由をお示しできますでしょうか。

（道路課副参事）それでは、ご質問の一つ、道路改修事業、こちらについてご説明いたします。

昨年度までの道路改修事業につきましては、幹線道路と生活道路の区分け、区分がなく、舗装の打ち替えなどの道路機能改善を図る事業として一緒くたに実施しておりました。令和3年度におきましては、幹線道路等整備事業として区分けさせていただきました。事業区分けをしたことから減額という形になっていることをごさいます。

また、2つ目の改良工事、こちらのほうについてお答えいたします。昨年度の当初予算と比べ、まず減額が大きな、500万円以上の節といたしましては工事請負費、こちらにつきまして3,130万円の減少となっております。これは、全体的な予算配分の中、令和3年度におきましては新規事業といたしまして幹線道路等整備事業を設け、安全、安心した通行を確保するため重点的な配分をさせていただいたためでございます。また、1つ、公有財産購入費、これにつきまして735万円の今度は増額となっておりますが、こちらにつきまして、本町1丁目におきましてA-407号線、こちらの延伸整備を実施するため、道路用地の購入が主なものという形で増減ある状況でございます。

以上です。

（芝寄）新規事業の幹線道路等整備事業ができたから減額ということの簡単な説明で、そういう受け止め方でよろしいのでしょうか。

（道路課副参事）はい、そのとおりです。

(芝罘) 幹線道路等整備事業、約6億7,000万円、本年の改修事業と改良事業を合わせまして約3億円、昨年のその2つを合わせまして約5億2,400万円あったのですけれども、幹線道路等整備事業約6億7,000万で、この道路事業に関して1億5,000万ぐらい増えたことはいいことなのですからけれども、幹線道路等整備事業、これ改めて新規事業ということであるというのがあるのですか。改良事業、改修事業にそのまま増やしてのせてもよかったのかなと思うのですけれども、あえて新規事業とした理由をお聞かせください。

(道路課副参事) 今回、幹線道路等整備事業という形で別建てをさせていただきました。こちらにつきましては、新たな財源として今年度から入れておりますが、起債事業の対象としてさせていただくからでございます。また、幹線道路等整備事業につきましては、あくまでも舗装の個別施設計画、こちらによるものという形で捉えてございますので、そちらの事業立てにつきまして特化して上げたような状況でございます。以上です。

(川崎) 1点だけになります。ページ数でいきますと295ページになります。先ほど言いました予算参考資料からということなのですけれども、予算参考資料でいきますと14ページです。市道A-1004号線の整備事業ということで、何度か説明もしていただいたわけなのですけれども、さらなる詳細な事業内容と該当場所、また完了の時期についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 市道A-1004号線なのですけれども、工事を含めた完了時期といたしましては、令和6年度末を計画しております。今年度、令和2年度は実施設計業務委託を出しております。そうしまして、令和3年度は用地測量、令和4年度は物件調査積算業務委託、用地の事前交渉をします。令和5年度が用地物件移転補償、本格用地交渉、令和6年度交差点改良及び歩道整備工事という形になります。それと、場所につきましては、国道17号箕田南交差点から北側、ビバホーム側へおよそ100メートル間、100メートル行ったところから箕田南交差点までという形になります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) では、1点だけお伺いしたいと思います。

来年度の事業の進め方についてお伺いをいたします。

(市街地整備課長) 令和3年度の事業の進め方ということで、令和2年度に38件の物件移転を行っておりますので、移転先などに上下水道の工事や、上下水道が整備されたところから道路築造工事を行います。また、物件移転やN T T地下埋設ケーブル移設を進め、9メートルの踏切を新設し、現在ある不動踏切及び北新宿踏切の2か所を撤去する工事に着手

いたします。

以上です。

(田中) 先ほど説明をいただいたのですけれども、分からないのが踏切の新設のことなのですけれども、去年というか前に付け替えの話がちょっとあったと思うのですけれども、今回新設ということで、2か所廃止して新しいのをつけるというような話が先ほど565ページにあったと思います。今574ページのほうに、一応分からないので通告したやつは、令和2年から令和5年までの踏切の工事の予算等が書いてあったので、どのような経過で今後やっていくのか。本当は、できれば図面でもあれば、ここは付け替えて、今度はそこがなくなって、今度はここにつくのだよというのが分かればいいのですけれども、もしその後で頂けるなら欲しいなと思ったのですけれども、概略で説明をお願いします。

(市街地整備課長) 来年度踏切新設等工事委託の内容についてご説明させていただきます。

令和3年度からJRにて設計、踏切注意柱や照明柱新設、あとケーブル防護張り替え工事を行うということで伺っております。令和4年度は、レール交換、柵の撤去、連接軌道敷設、信号ケーブル、警報器等新設踏切工事をし、令和5年度には既設踏切の撤去と柵の新設工事をし、3年計画で作業を行う予定になっております。

(田中) 今一応ざっくり説明いただいたのですが、場所等は分からない部分があるので、できれば後で図面等ありましたら、計画図なりありましたら頂きたいなと思うのですが、よろしくをお願いします。

以上です。

(秋谷) 559ページのところの保留地の売却収入のところなのですけれども、まず今年度末までの事業の進捗率、あとは先ほど1,180平米販売予定という話があったのだけれども、その売却の予定区画数。平米数は分かっただけだけれども。それがなおかつ終わった後の事業の進捗率と教えていただきたいのですけれども。

(市街地整備課長) 令和元年度は現在販売している保留地の契約をちょっといただけていないような状況なのですけれども、付け保留地という、

隣接している方に買っていただくような保留地がございまして、そちらの販売を行いまして、現在5画地の販売を行いました。処分済みの画地数は69画地で、面積ベースで約63%の処分率となっております。令和3年度は3画地の公売を予定しておりまして、先ほどの1,180平米なのですが、こちらの売却後の処分率としましては約67%となる予定です。

(秋谷) そうすると、面積ベースでいくと3年度で4%の進捗になるのかな。一応確認で。

(市街地整備課長) そのとおりでございます。

(秋谷) 先ほど3区画というお話だったと思うのですがけれども、あそこはそんなに広がったでしたっけ、1つ当たりの区画の販売の面積が。3区画というと、1つ当たり100坪以上の大きさの分譲ということですよ。

(市街地整備課長) 1つの画地だけ600平米ぐらいあるところがございまして、こちらにつきましては、個人の方が買えるかどうかちょっと分からないのですがけれども、形をちょっと分割したりするのに、その方によって使い方があると思いますので、一度大きな形で販売させていただいて、販売ができるようであればそれで使ってくださいまして、もしその需要がないようでしたら、また分割等を考えていきたいと思っております。

(秋谷) そうすると、その大きい600近くというのは、ハウスメーカーなり、あるいは分譲をメインにやったりする住宅メーカーなりというのを一応検討しているということなのかな。

(市街地整備課長) 当初の予定としましては、個人の方に買っていただくような形での抽せん方式を取らせていただきますけれども、今後そういう中で抽せんにならなかった場合につきましては、欲しいという方にお譲りしていくような形で考えております。

(秋谷) その欲しいという方というのは、個人を想定しているのですか。それとも、前に積水か何かにもとめて販売した事例もあったと思うのですがけれども、それもやっぱり欲しい方という捉え方なのか。ちょっと大きいから、個人で買うというのはなかなか大変なのではないかと思うの

だけれども。

(市街地整備課長) 秋谷委員のおっしゃるとおり、業者さんといいますか、そういった方で、不動産屋だったり、ハウスメーカーだったりということで、そういう方にもお譲りするような考え方でおります。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、建設発生土搬出委託料の皆増ということで、こちらが前年度比約400万円プラスだったかと思えますけれども、どのような事業だったのか、詳細を伺います。

(市街地整備課長) こちらの建設発生土搬出の委託料の皆増の主な要因

ということなのですけれども、こちらにつきましては、旧ブリヂストンサイクルの川里工場があったところの反対側に1号街区公園というのと、あとセキ薬局というのが新しくできたのですけれども、その近くの3号街区公園の脇に山となっている残土をヘリオス会病院の近くのは場整備を行っているところに残土を搬出することになっております。本来処分費用がかかりますが、こちらは運搬費用のみで、距離も近く、費用が抑えられることから、令和3年度に建設発生土搬出委託料を計上しております。

以上です。

(川崎) 運搬費だけで済んだということで安くというお話だったかと思えますけれども、これは運搬費だけではなくて、通常はこの発生土をどけようというふうになりますと、大体どのぐらいかかるものなのですか。

(市街地整備課長) 場所によって距離が違うのですけれども、県なんかのUCRの処分で、結構秋ヶ瀬だとかあちらのほうに持っていくという距離がかなり出てしまいますので、こんなに近くの場所というのがめったにないものですから、今回はチャンスかなということもありまして。処分するときの立米当たり450円というような形になっております。これは、プラス処分代ということです。

(川崎) めったにないということで、ラッキーだったのかなというふうに思うのですけれども、ではそれは分かりました。

それでは、この事業に関してなのですけれども、完了時期ということで、また詳細というのでしょうか、お伺いいたします。

(市街地整備課長) 完了時期につきましては、今年度事業計画の変更をいたしまして、現在、令和3年(P56「令和8年」に発言訂正)3月末までにこの事業を完了させるような形で進めております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(市街地整備課長) 申し訳ありません。今、令和3年と言ってしまったのですが、令和8年の間違いですので、訂正お願いします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(市街地整備課長) もう一つちょっと先ほどの訂正をさせていただきたいのですが、4款3項1目1節の雑入の部分で、保留地の道路引込み工事と言ってしまったようなのですけれども、こちら水道の引込み工事代ということで、訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(秋谷) 587ページの保留地の売却収入のところなのですけれども、説明で347平米で2画地ということなのですけれども、逆に……取りあえずそれの今までの事業進捗率と、この2画地が終わった後の事業進捗率を取りあえずまず聞いておきます。

(市街地整備課長) 現在までの進捗率と売却予定画地数、売却後の事業進捗率ということなのですけれども、令和2年度は現在3画地の販売を行いました。処分済み画地数は64画地で、面積ベースで約75%の処分率となります。令和3年度は2画地の公売を予定しておりますので、売却後の処分率は約77%となる予定です。

(秋谷) そうすると、残りの23%の部分で予定している事業、分譲するところがあったり、道路築造があったり、あるいは調整池なんかもあったりするのかもしれないけれども、残りの事業の内訳を今説明できるだけちょっと説明いただきたいのだけれども。

(市街地整備課長) 残事業としましては、来年度の工事を除きますと、

あと残っているところというのが工業団地の近くの1件、ちょっと反対といますか、換地に賛成されていない方の土地がありまして、その前面道路と中に入る道路を築造すると道路築造的な部分というのは完了する予定でおります。

あと、先ほどの保留地の残りを今後売り出していきまして、事業を令和8年3月までに完了できるように進めていきたいと考えております。以上です。

（秋谷）589の土地区画整理事業の話も入ってきてしまうのだけれども、今先ほど答弁いただいたときに事業にご協力していただけなかった方のお話があったのですが、その地権者の、ちょっと私の記憶だとお亡くなりになって、ご子息が相続をされて、その後の交渉の過程というのはどのようなようになっていらっしゃるでしょうか。

（市街地整備課長）こちらの方につきましては、2月の日曜日にもちょっと訪問させていただきまして、息子さんとの交渉を現在進めております。息子さんは、ちょっとお父さんと違いまして、換地に対してというよりは、川里村時代の国土調査の際に無断で土地の境界を決めたというようなことを主張しておりまして、現在その昔の資料のほうを調査しているような状況なのですけれども、駐車場などの配置など質問が出てきておりますので、少しずつ進展している感覚があります。根気強く交渉を重ねていきたいと考えております。

（秋谷）その前の前の質問のときにお一人ご協力いただけなかったというのは今の人の話で、同じなのですよ。一応これは確認。そうしましたら、では今の交渉の話を知っていると、結構昔の話でどうも腑に落ちないところがあるから、取りあえず確認のためにいろいろ行政とのやり取りをして、要は自分の理解と実際のところの確認作業をしていると。では、その確認作業さえしっかり相手方にご理解をいただければ、事業自体は反対ではないということなのかな。

（市街地整備課長）秋谷委員のおっしゃるとおり、向こうの方もそこが納得いかれば、今駐車場があと何台、今現在何台止められているのですけれども、そこに道路が入ってもどれぐらい止められるようになるの

かなというようなご質問もしているのです、そういった内容について合致するところがあれば、契約といいますか、事業を進めていけるような環境になると考えております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時55分)



(開議 午後2時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第47号 令和3年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) すみません、1点だけ質問させてください。

債務負担行為の482ページの事項の上のほうなのですが、鴻巣市水洗便所改造資金融資あっせん補助規則に基づき令和3年度に融資あっせんを受けた者が銀行等から借り受けた資金に対する損失補償ということなのですが、これのちょっと、さっきの説明の中で4件が新規にどうのこうのとかって言っていたから、それと関連するのだからどうかよく分からないのですけれども、この内容。それと、今までもそういうのがあったのかどうかということを質問させてください。

以上です。

(下水道課長) 令和3年度の債務負担行為につきましては、表の中にある2件をお願いしております。このうちの上段のほう、鴻巣市水洗便所改造資金融資あっせん補助規則に基づき融資あっせんを受けた者が銀行等から借り受けた資金に対する損失補償なり、毎年債務負担行為をお願いしているものなのですけれども、毎年お願いはしているのですが、実績としては、ここ数年はございません。ただ、いつお願いされるか分からないので、一応予定には入れておりますけれども、個々数年の実績というのとはございません。

以上です。

(田中) さっき説明の中に今年は4件ありそうだとかなんとかと言ったので、それがここに入るのかなというのも一つ質問です。

(下水道課長) 一応今年も4件は予定の中には入れているのですけれども、例年としてはここ数年はなかったということで、一応取りあえず4件は入れております。

(田中) 分かりました。入れたというだけですね。予定があるというわけではないと。今までもなかったと。了解しました。

(川崎) では、ページ数でいきますと482ページ、また491ページにも関わってまいりますけれども、令和6年4月からの地方公営企業法適用に向けて移行作業を行うための公営企業会計移行支援業務委託料ということで、令和3年から令和5年まで、2,960万円ですか、あと消費税の合計額ということで計上されておりますけれども、この詳細をお伺いしたい

と思います。

(下水道課長) 公営企業会計の適用に向けた移行業務ということで、これは総務省のほうから要請があったもので、令和5年度までに公営企業会計の適用を要請されておりまして、その移行業務を始めるものなのですけれども、令和3年度は公営企業法の適用についての基本方針の作成、処理施設や管渠などの固定資産の調査を行います。令和4年度は、3年度に引き続き固定資産の調査を行うとともに、金融機関との調整や財務会計システム導入準備を行って、令和5年度は企業会計予算や打切り決算の作成、条例等の整備などを行う予定です。

(秋谷)491ページの今質問があった公営企業会計移行支援業務委託のところなのですけれども、本会議でたしか竹田議員が質問したと思うのですけれども、もう一度メリット、デメリットの説明をいただきたいのだけれども。

(下水道課長) 公営企業に移行することによってのメリット、デメリットなのですけれども、農業集落排水においては、今後、施設設備の老朽化による更新投資による経費が必要になる一方、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれると。これらの環境の変化に対応し、公営企業の本来の目的である地方自治の発達に資することを達成していく必要があります。このためには、まず現状の財務情報を把握することが必要なことで、すなわち今どの程度の財産があるか、営業成績はどのようなのかということ把握する必要があります。法適用により様々なメリットがございますが、大きなメリットとしては、各公営企業における財務情報の把握が可能となる点、財務情報の把握により以下に挙げるようなメリットが可能となります。

まず、財務情報の把握による適切な経営方針や経営計画の策定が可能となること。法適用により、取引の性質に着眼し、管理運営に関わる取引と建設改良等の資産形成に係る取引を区分することが可能となり、これにより毎年度の損益情報と、どの程度の財産があるかという財政状態が適切に把握でき、将来の更新投資や料金の改定等のスケジュールに有用な情報を把握することができるようになります。

あと、デメリットのほうになるのですけれども、特に移行の事務に膨大な時間と費用を要するというところが取りあえずのデメリットかなと思っております。

以上です。

(秋谷) そのメリットのところでいくと、公営企業に移ることによって、今の農集が持っている財産であるとか、いろんな先々の計画なりなんなりというのが見通せるようなお話なのだけれども、例えば農業集落排水というこの事業自体の要は先行きというものは、はっきり言って明るい未来ではないではないですか。例えば下水道事業も、もともとは企業会計ではなくて特別会計で我が市はやっていて、それで何年前かな、企業会計に移ったのは。ただ、その下水道事業でいうと、まだまだ市街化区域なのに下水道の整備ができていなくて、どんどん、どんどん進めていかなければならないというような背景はあったのだけれども、事農集について言ったら、今後事業の拡大という観点はほぼほぼないではないですか。もうはっきり言って維持管理、もしくは今後どんどん、どんどん減っていく人口地帯において事業自体をどうするのかという、もう考える話なのだろうと思うのです。そう考えたときに、本当に事業が持っている資産やら何やら、いろいろなものが分かるというのは分かるのだけれども、本当にメリットになるのでしょうか。例えば現状のまま、総務省からお願いというか、そういう指導があったということだから、最終的にはもちろんやらなければならないのだけれども、思っているほどそのメリットというのとは何か感じられないような気がするのだ。以前の農集の質疑の中で、例えば郷地、安養寺の辺りについては、場合によっては下水道のほうに接続も考えられるみたいなお話でいただいていると思うのです。そういうことを考えると、なおさらなのです。今後の見通しが見えない、公営企業会計に移ったとしても。その辺りはご担当としてどうお考えなのだろう。

(下水道課長) まず、農集の今後というお話があったかと思うのですが、いろいろな方法が、選択肢はあると思うのです。今現状の施設を維持、修繕しながら維持していくというやり方もありますし、施設と施設を一

つにして統合するというやり方もありますし、先ほど申されたように公共下水につないでしまうというやり方もございます。ただ、いずれにしても、今ある管渠については、農業集落排水の中の管渠についてはそのまま使うような形になるかと思うのですけれども、公営企業会計にすることによって、先ほど申したのですけれども、ストックの情報が把握できるということで、ストックマネジメント計画的な考え方、最適整備構想というのを今やっているのですけれども、そういった考え方の中で、そういった資産をちゃんと把握していくことで補助金等も充てられると思うので、そういった意味でも公営企業会計にするという意味合いはあるかと思えます。

（秋谷）そうすると、493ページのほうの農業集落排水処理施設維持管理事業のほうとも関わってくるのだけれども、いろいろな農集自体の事業をどんどん、どんどん抜本的に、採算性が見合うか見合わないかというのはまたちょっと別の議論になってしまうのかもしれないけれども、より合理化を進めるためにも必要だという理解をすればいいのかな。極端なことを言えば、さっきも言ったように人口がどんどん、どんどん爆発的に増えるエリアではないから、そう考えると、どんどん、どんどん合理化を進めていって、できるだけコストのかからないようにしながら今の現状を維持するためという理解でいいのかな。

（下水道課長）合理化ということは頭の中に入れながら今後進めていかなければいけないと思うのですけれども、まだまだ具体的にどのように合理化を進めるかというのはこれから検討していく部分になるかと思うのですけれども、そういったことを進めるためにも、そういう財務状況が分かるような会計の公営企業会計に、法適用に持っていったほうが分かりやすくなると思います。

（秋谷）これも本会議場で出たかな。要は施設ごとに管内の利用人口という話もたしか本会議であったと思うのだけれども、その将来的な見通しというのは分かりますか。例えば本会議のやり取りの中で、たしか郷地、安養寺が何世帯と言ったのかな、何人と言ったか、あるいは笠原第一、笠原第二、上会下もたしか何人だか何世帯だかというお答えをされ

ていたと思うのです。ただ、現状はその数字なのだけれども、問題は今後だよ。例えば5年後とか10年後とか20年後、そういった将来的な人口の推移の流れというのはお分かりでしょうか。

(下水道課長) 具体的にどれぐらいというのはちょっと分からないのですけれども、確かに人口は減っている状況にあります。接続世帯数という意味では、ちょっとなのですから、微増なのですから、増えているという現状はございます。ただ、人口はいずれにしても市内全域減っていく方向なので、農業集落排水の地域についても減っていく状況にはあるかと思っておりますので、今後の世帯数のほうも今後どうなっていくかというのにはちょっと微妙なことだと思っておりますが、現状は今まだ微増ということで世帯数は増えています。

(秋谷) 接続世帯が微増というのは、要は分家住宅で何軒か増えるというお話なのだろうけれども、接続していても、実際のところその利用者がいなければ、そこは接続されているだけの話なわけでしょう。要は利用料を取れないわけですよ。いなければ。要は住宅があって、農集に接続していても、実質的にお住まいになっている人がいなければ、要は利用がないわけだから、施設利用料はいただけないですよ。接続の件数が増えているとはおっしゃっていたけれども。要は空き家状態になってしまったら取れないでしょう。そうすると、幾ら接続件数が増えたとはいっても、結局的に使用料、利用料が増えるわけではないから。目先微増であって、それが分家住宅が年に何軒かずつ間違いなく増えていって、増えていくわけではないものね。

(下水道課長) 空き家については、確かにそういう収入というのは難しいかと思うのですけれども、接続数は増えているというところが現状ですけれども、今後どうなるかというのには確かにちょっと分かりにくい部分はございます。

(秋谷) では、取りあえず今のところは終わって、493ページのところの管渠維持管理事業の施設修繕料と管渠内清掃の調査委託料なのだけれども、管渠内清掃調査委託料の具体的な場所というのか、その中身はどんな内容なのか。全部の管を調査して清掃するわけではないのでしょ

うから、どういうふうにするのだろう。もう分かっているのですか、場所は。

（下水道課長）こちらの管渠内清掃と調査委託料というのは、こちらについては緊急のものになりますので、具体的にどこで発生するかというのは分からないものですから、一応例年の中で実績等を踏まえて金額のほうを算出させていただきます。なので、実際に令和元年度は清掃が1か所、こちらは笠原地区になります。平成30年度については、やはり笠原地区で清掃が1件、それとあと汚泥処理、こちらのほうが……あと、清掃のほうは、やはり郷地地区のほうで1件ということで、清掃が2件と汚泥処理が1件出てございます。29年度については清掃業務が2件。これは、郷地、安養寺地区と笠原地区の1件ずつというふうに出てございます。実績としてはそれほどないと言われればないのですが、緊急ですので、いつどこで何が起こるかという部分で予算のほうは計上してございます。

（秋谷）ちょっと今さら初歩的なことを聞いてしまって申し訳ないのだけれども、農集で使っている管渠、下水道で使っている管渠、何がどう違うのですか。全く同じなのでしょうか。あとは埋設の状況、どれくらいのところに埋設されているのか。その辺りの根本的な違いというのは何かあるのでしょうか。

（下水道課長）基本的には変わらないものなのですが、埋設の深さはその場所によって多少違いますし、途中で中継のマンホールポンプもございますので、その辺の構造については農業集落排水と公共下水はほぼ同じなのですが、ただ上会下地区については真空式といって吸い込むようなイメージの、勾配をつけて処理施設に流すのではなくて、処理施設から吸い込んであげて処理施設のほうに引っ張ってあげるというシステムを使っているのです、そこについてはちょっと若干方式が異なりますけれども、ほかの3地区についてはほぼ公共と同じ構造になっています。

（秋谷）下水道事業のほうはそういうふうに分かれないから分からないので聞くのですけれども、下水道事業の中で、例えば汚

水の中継ポンプとか、ああいったものは緊急でトラブルが起こったらすぐ対処みたいなことだって十分考えられるのだけれども、一般的に公共下水道の管渠内で、例えばここでいう要は清掃とか調査というのは、緊急のやつね、どうもイメージとして湧かないのです。自分が下水道会計よく見ていないからかもしれないのだけれども、普通にやっぱり下水道事業でも同様に緊急でその管を清掃したり何だりというのが件数的に結構あるのではしたか。ちょっとそこ私の認識がよく分かっていないから、確認で教えてください。

(下水道課長) その辺は公共下水道も同様に、やはり管の詰まりというのはどうしても発生してしまいます。管が詰まると、お宅様からの汚水が流れないとかということになって苦情をいただいたりとかして、現地行ってマンホール開けて、詰まっているので中を清掃したりとか、なぜ詰まっているか分からないときはカメラを入れて調査をかけたなりということ、その辺は農業集落排水も公共も同様でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 令和3年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和3年度鴻巣市水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(秋谷) まず、1ページから行きます。第2条のところの業務の予定量のところなのですけれども、給水戸数が300戸増、それで有収水量が前年度並みというご説明だったと思うのですけれども、一般会計の苗木の話にちょっと戻ってしまいますけれども、例えば新築戸建てを一般会計だと700戸見込んでいますよね。こちらは300戸増。年度の違いで、例えばもう建ってしまっていて、年度替わりから分譲が始まる、そういう家だと、例えばもう2年度の中に水道の接続だけは済んでいるから、その700戸と300戸の違いが多少出るのは分かるのだけれども、400戸も違うというのはかなり大きいイメージなのです。この300戸増というのと一般会計でいう700戸の苗木との整合性というのは取れるものなのですか。

(水道課長) 申し訳ございません。整合性というか、まずここの数字の根拠からちょっと説明させていただきます。

業務の予定量の給水戸数については、令和2年度予算において5万400戸、令和3年度、来年度予算においては5万700戸と、前年度比で300戸の増加を予定しております。これは、人口減少に対して世帯数は増加傾向にあるためとなっております。こちらが、まず給水戸数に関しては、令和3年度4月1日の戸数という見込み数であります。年度末ではなくて年度当初の戸数という形にはなります。ちょっと暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時09分)



(開議 午後3時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 給水戸数の数字に関してなののですけれども、水道課として

給水戸数の件数を出しているのが、令和3年4月1日付のまず給水戸数という形で上げさせていただいています。5万700戸という数字の根拠となりますと、令和元年度の決算時においては5万399戸、それに対して令和2年度中の加入金の新設件数、これ12月末までなのですけれども、それが新たに322件と。5万399件に対して322件増えて5万721戸という形になります。ただ、先ほど言いましたように12月末時点ですので、1月から3月までの増える戸数というのがまだ、未定ではあるのですけれども、この分を考慮した上で、そのうち逆に量水器の閉栓、止めとか、あるいは撤去してしまうというようなお宅も12月末で62件出ておりますので、その辺で5万700戸という形を取らせていただきました。なので、先ほど委員からおっしゃられた一般会計の苗木の数とはちょっと、まず設定時期が違うということと、あるいは給水のほうですので、実際にメーター器の撤去とか減る分もありますので、その辺で誤差が出てきているものかと思います。

以上です。

(秋谷) 21ページの加入金のところの質問に行きますけれども、加入金のさっきの説明だと533件分を見込んでいるというご説明だったと、たしか533とおっしゃっていたと思うのだけれども、違っているかな。合っている。

(何事か声あり)

(秋谷) ごめんなさい。では、まずもう一回加入件数を聞きます。加入金の件数を。

(水道課長) 来年度、令和3年度の加入金の件数に関しては533件を見込んでおります。そのうち新設分に関しては453件。あと、加入金といいますと、どうしても新設のみでなくて口径を変更したいと、13ミリ使われているお宅が20ミリに変更したいという、そういう変更の申請も含まれて533件と予定しております。

以上です。

(秋谷) 先ほど給水戸数の話で、例えば令和2年度の話で300戸か、320ぐらいで、結局春になると転居やら閉栓の可能性があるので300戸給水戸数

は増えるのですというお話だったのだけれども、今回新設で453件を増やすというのは、前年度比べたらよほど多い数字ではないですか。300に対して453というのと、50%増しか。令和2年の12月時点と比べると。かなり新設戸数を見込んでいるなど思うのだけれども、その根拠は何かあるのですか。

（水道課長）こちらの数字の根拠が、令和元年度の加入金実績を基に計上させていただいています。

（秋谷）ちなみに、令和元年度は何件でしたっけ。

（水道課長）令和元年度の加入金件数が547件ありました。

以上です。

（秋谷）次が23ページのところの県水の受水費があると思うのですが、874万5,000立米というお話だったと思うのですけれども、1立方当たりの単価を教えてください。

（水道課長）県水受水単価になりますと、税抜き額で1立方メートル当たり61.78円になります。税込みでいきますと67.958円と。ちょっと細かくなりますけれども。

以上です。

（秋谷）近年のこの県水受水費の料金、立米当たりで結構なのだけれども、変化がありましたか。というのは、昔の記憶がちょっと私定かではないのだけれども、要は単純に上がっているか下がっているか。

（水道課長）県水単価に関しましては、平成11年度以降ずっと据置きという形になっています。県からの通知によりますと、令和6年まではこの金額でいくという通知も来ております。

以上です。

（秋谷）令和6年度まではこの金額ということだけれども、その6年度以降というのは、何か考えられる変化の理由はありますか。

（水道課長）現在、県水のほうでも高度浄水処理を各浄水場で進める計画であります。それが今後、まずは吉見浄水場あるいは大久保浄水場という形で順次高度浄水処理を考えている上で、令和6年度までであれば県のほうの収支状況が耐えられるというような内容にはなっておりま

す。

以上です。

（秋谷）今のお話だと、我が市には、ある意味、高度浄水処理は今のところ関係ないけれども、県内他所の高度浄水処理機能を維持するための問題で6年度以降は県水受水費が変わる可能性があるというふうに聞こえたのだけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

（水道課長）実際、県のほうの積算の仕方、県が県水の単価の積算方法なのですけれども、あらかじめ各水道事業者、鴻巣市あるいは近隣の県内の水道事業者からどれだけ水が必要ですよという総量をまず県のほうに伝えて、それに必要な水道水の水量で総括原価方式という、全体では幾らかかるから、単価幾らにしましょうという計算方法で今現在行っているということから、1つとしては、令和6年度以降ちょっとどうなるか分からないのですけれども、その辺からまず金額が厳しくなるというのは言われています。ただ、それが、すみません、先ほど申し上げましたように、では令和6年度からもうほかの浄水場が高度浄水処理になるかということと、まだそこまでは進まないとは思いますが、直接高度浄水処理になった時点でお金が上がるのかというレベルではないようです。

（秋谷）そうすると、単純な話、人口、要は給水というか利用者が多ければコストは下がるけれども、人口がどんどん、どんどん縮小するに従って当然給水コストがかかるから、そこだけの問題ですよ、料金にもし変動が出るのだとしたら。受水費の。それは確認なのですけれども。

（水道課長）県の企業局の方に確認は細かいところまでは取っていないので、何とも言えないところなのですけれども、やはり企業局としてもいろいろ設備は更新したり、あるいは濁水等の対策のために配水池を増やしたりという経費がかかっている上では、やはり送り出す水が減ればそれだけお金をかけている上で財政上厳しくなってくるという内容ではあると思うので、やはり県が送り出す量が減れば金額的には厳しくなってくるのではないかなとは想定できます。

以上です。

（秋谷）ごめんなさい、1つ通告していたので1個だけ飛ばしてしまっ

て、同じ23ページの原水及び浄水費の中の委託料のところなのだけれども、水道施設の運転管理等包括業務委託、これが令和2年からでしたっけ、2年度からと言ったらいいのかな、2年2月でしたっけ。それから、5年までというお話がほかのビジョンのほうの話で出ていたのかな。取りあえずここをもうちょっと分かりやすい、何と何と何と何を委託したのかというのが全部記録できていなくて、本当だったら図表みたいなのがもし頂けるのなら、この部分については、まず現在包括業務委託をしていますよと、それで今度新たに5年度以降か、新しく包括委託を組むに当たってこういった部分を加えようと考えているのですみたいな、そういったものがもし頂けると助かるのですけれども、ちょっと今具体的に説明ができないでしょう、事細かいことを言っても。できますか。

（水道課副参事）ただいまの秋谷委員さんの質問にお答えいたします。まず、現行の包括業務委託ですけれども、枠組みの範囲ということですが、改めてまたちょっとご説明させていただきますけれども、まず浄水場の運転操作、そういったものは従来あったものですけれども、それに加えて浄水場設備の点検業務、そういったものも包括業務委託の中にも含めました。さらに、浄水場の設備の保全管理業務というような形で、例えば浄水場の敷地の中の植栽の管理ですとか、場内の清掃、あるいは配水池の中の清掃ですとか、そういった清掃業務もちょっと含めてあります。さらに、環境安全衛生管理業務というような形で、例えば浄化槽設置してありますので、浄化槽のそういった点検業務ですとか、消防設備の保守点検業務、そういったものも含めてございます。さらに、ユーティリティー調達ということで、例えばテレメーター回線の通信費の費用ですとか、あるいは薬品、次亜塩素酸ナトリウムの薬品の購入、そういったものも含めてありますし、あと自家発電機の燃料、そういったものもユーティリティー調達部門という形で含めております。あと、さらに水道施設台帳、これは今回水道法の改正がちょっとございまして、水道台帳も整備しなさいということであつたわけですので、そういった設備台帳の作成の部門も含めてございます。さらに、浄水場の小さなそういった修繕関係も今回の業務委託の中に含めるような形で、現在

の包括業務委託は枠組みをそのような形で行っております。

次のご質問の次期包括業務委託で例えば何か枠組みを増やすことができるのかというようなご質問でよろしいかと思うのですがけれども、今回包括業務委託をいろいろちょっとやっていた中で、やはり業務の効率化といえますか、枠組みの再検討はまだできるのではないのかなというふうに私も実際に個人的には考えておりました、例えば、これはちょっとあくまで例ですがけれども、今回この予算の支援業務委託の中で検討していくというような形にはなるかと思うのですがけれども、例えばメーター器の購入ですとか、そういったものも包括委託の中に含まれるのかなとか、あるいは配水管の洗浄業務委託というのも行っておりますので、そういったものも範囲の中に入れられるかどうかと、そういったものもこの支援業務委託の中でちょっと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

(秋谷) ちなみに、ここ1年間ぐらいで、包括業務委託をかけて、コスト的にはどれぐらいカットが効いたのでしょうか。それで、新たに3年後、もうあと2年後か、2年後に新しい委託をかけるときというのは、よりコストカットができるような方策を考えているという理解でいいのでしょうか。

(水道課副参事) 要するにさらなる経費の削減というか、そういう方策ということではよろしいですね。今回の包括業務委託というものが、内容としては性能発注というような、業者の創意工夫を求めるような、そういう仕様のものにはなっております。ただ、若干弱いかなというふうも自分的にはちょっと感じておりますので、そういった創意工夫を引き出せるような、そういう内容のものにより内容を改正していこうかなというふうには考えております。そういった形で当然創意工夫というような形になれば、性能発注的なような要素になってくる、より強化されれば当然、効率化ではないですがけれども、経費のそういった削減にはつながっていくのではないかなというふうに考えております。

最初の質問飛ばしてしまいましたけれども、昨年も答弁させていただき

ましたけれども、今現行の包括業務委託でどのくらいの経費の削減が図られたかということで、これは繰り返しになりますけれども、年間1,560万円、3年間で4,680万円ほどの経費の削減、これはちょっとシミュレーションですけれども、図れたというふうに考えております。以上です。

（秋谷）分かりました。

では、ちょっとその下の水道施設整備の検討業務、これごめんなさい、さっき説明があまり自分が聞き取れていなかったみたいなので、もう一回説明いただいてもいいですか。

（水道課副参事）ご質問にお答えいたします。水道施設整備検討業務委託の内容でございますけれども、先ほど水道課長のほうからも概略説明がちょっとあったかと思っておりますけれども、また内容的にはちょっとかぶってまいりますけれども、また改めてちょっとご説明させていただきます。

この業務は、上尾道路の関係もちょうとございまして、上尾道路もかなり本市の水道の管網に大きな影響を与えるというような形がございます。さらに、今現在進めております連絡管の整備も来年度をもって完了する予定にはなっております。さらに、管路更新計画は作成しております。例えば基幹管路の更新計画ですとか、あるいは管路給水施設ですとか、そういった供給ルート of 更新計画も作成しているのですけれども、そういったものを全てマッピングシステム、そういったものを利用して、うまく管網的にきちんと、問題なく全域のほうに、全体にロスなく配水されているかどうかというものをまず管網解析をしていただいて、流量ですとか、あとは流れる方向ですとか、そういったものもまずはちょっとシミュレーションしていただいて、当然計画した管網というものがうまく流れるかどうかというのを妥当性をきちんとマッピングシステムで検証した上で、浄水場、今現在7か所ございますので、浄水場の個数、配置数、位置も含めてどういった形が一番理想的なのかどうかというものを、さらに浄水場のそういった能力というものもどのくらいの能力をすればバランスよく市内全域に配水されるのかというようなも

のもマッピングシステムを使って検証していただいて、成果品としては浄水場を3基にするだとか、4基にするだとか、ではどういった能力にするのかというものをまずこの業務委託で、結論を出すのというのは難しいかと思うのですけれども、恐らく複数パターンは出てくるのではないのかなと思うのですけれども、そういったものを成果品として上げていただいて、これを水道ビジョンの中で審議していくような形で今考えております。

(秋谷) そうすると、ほかの自分が出している質問と全部かぶってきってしまうことになるのだけれども、結局水道施設の現状をもう一度調査とかして、まずは業務の効率化を図る。それで、もう一つは、上尾道路が与える影響というものを、どことどここのどの部分の水路に影響が出るかと、そういったものを調査するというような理解をしたのだけれども、それで最終的には水道事業ビジョンに反映させていくということなのでですね。分かりました。

では、続けてもう一回聞きます。では、その次の27ページの、例えば委託料の中の水道事業ビジョン更新業務委託料というのは、今お話があった部分を含めた新しい更新をかけるための業務委託ということなのですね。確認です。

(水道課長) 水道ビジョンの更新になりますが、先ほど副参事のほうから申しあげましたように、今後の管網の整備等も、浄水場の配置等も含めてなのですが、実際のところ、水道ビジョン、前回、当初の作成が平成29年度に策定しておりますので、計画からもう5年を令和4年で迎えるということなので、その令和4年度までに事業の実施内容、進捗状況、達成度等の確認を、総合的な評価を実施するとともに、計画策定当時との事業上の変化や新たな課題、また今回実施する予定の、先ほど言いました施設整備検討業務委託などを新たに策定する計画を反映して、今回の後期の5年分に向けた見直しを行うという。先ほど言いました施設整備検討業務委託のタイミングとこのビジョンの改正のタイミングがちょうど一致しますので、これに合わせてもいるのですけれども、そういうものを含めてビジョンのほうの改正という形を取るという形になってい

ます。

（秋谷）水道施設整備検討の部分が入るとというのは先ほどの説明の中で分かりましたが、現状の水道事業ビジョンと今現在の水道事業の中で差というかな、目標未達というのかな、かなえられていないと言ったらいのか、現状どういったそごと行ってしまっているのかどうか、が出ているのでしょうか。課題的なものは何がありますか。

（水道課長）最初のご説明で申し上げたように、当初との乖離とか新たな課題というものとしては、業務の効率化を高める観点から、先ほど言いました浄水場の水道施設運転管理包括業務委託の導入、あるいは今後考えられる広域化の観点では、水道法の改正によって都道府県が広域的な連携の推進役となることが規定されておりました、埼玉県では水道の基盤強化に向けた埼玉県水道ビジョン、水道広域化推進プラン、こちらの改定を今現在進めているところです。本市においても、事業の展開の観点から、鴻巣、吹上、川里地域間における連絡管の整備が先ほど説明したようにおおむね完了するところ、あるいは上尾道路の整備に配水管の分断等が今後予定されるというような、計画策定当初からはちょっとその辺が変化というか乖離しているところですので、その辺を含めた上で新たなもう一度改定を進めるという、いろいろ事業計画がその間に新たにできたり、今後それに合わせてできるものがあるので、その辺が今現在は課題という形で更新を考えております。

（秋谷）そうすると、現状の環境に合わせるビジョンをつくるという意味だね。例えば県の広域化で何か進展があったとか、何か特別な事情で作り直さなければならないのではなくて、要はそれを取り巻く環境が変わったのが入っていないから、それを入れましょうという理解でいいのかな。

（水道課長）そのとおりでございます。

（秋谷）あと、33ページになりますが、上のほうか、上尾道路関連基本設計業務委託料なのですけれども、以前に上尾道路絡みのところで、要は箕田の交差点のほうから入ってきて、宮前あるいは、あっちは北中との分断になってしまうのかな、糠田とか箕田、宮前と大間のほうの要は

分断のところを、さっきの水道ビジョンの絡みもあるけれども、設計をもう一度見直して、上尾道路の影響を受けないような水回りに変えていくという内容でよかったですね。

（水道課副参事）この基本設計業務委託ですけれども、上尾道路が通ることになってかなり分断される箇所がございますので、当然この基本設計業務委託の中でそういった影響も検証するような形にはなるかと思うのですけれども、あとは一番の目的といいますか、上尾道路の水道管を布設した場合に、その布設した工事の手法ですとか、あるいは管の口径ですとか、管の種類ですとか、そういったものも検討するような形で、最終的には概算金額を算出するというのが大きな一番の目的になるかと思えます。

（秋谷）水道管をあちらこちらで切り回したり、あるいは馬室の浄水場なんかも当たるのかな、もしかしたら、道路の土手側に浄水場が来てしまって、住宅が張りついている道路が突き抜けていってしまいますよね。そうすると、今は道路計画上に何本も何本も水路が渡っているような状態なのでしょうけれども、どこかで要はでかい口径の水路を1本に集約して、それで今使っている浄水場をそっちに回していくようなイメージでいいのでしょうか、これは。そこのところを教えてくださいのだけれども。

（水道課長）秋谷委員言われましたように、鴻巣市内全体で本管としては56か所、上尾道路によって分断あるいは影響が出る予定となっております。なおかつ、先ほど施設整備の検討業務委託の中でもありましたが、鴻巣地域内のメインの浄水場、一番は馬室浄水場、その次が箕田浄水場なのですけれども、両方ともやはり上尾道路の西側。となると、市内の広範囲にわたってほとんど浄水場から分断されてしまうような状況になってしまうことが現実として現れるということがあるので、基本計画もそうなのですけれども、先ほどの施設検討業務委託も併せて、市内で水の流れがより良好に流れるような検討を今年度、基本計画含め行っていく予定しております。

（秋谷）あと、では最後に同じ33ページの中なのですけれども、配水管

の新設工事が何メートルと言ったらいいのかな、工事によって起こる…
…布設替えではないですよ、こっちは。新設だから。どれぐらい新設
されて、あとは布設替えのほうがどれだけ行われるのかという工事の内
容を教えてくださいたいのですけれども。上尾道路関連は先ほど説明が
あったので、結構ですから。

（水道課長） それでは、令和3年度の工事の予定なのですけれども、配
水管の新設工事のほうが9工区、延長でいいますと1,796メートルを予定
しております。主な工事場所としますと、新設なので、北新宿の区画整
理地内等が主な場所となります。もう一つが今度布設替え工事、布設替
え工事が工区数でいいますと10工区、延長でいいますと2,572メートルを
計画しております。こちらの主なものとなりますと、先ほど申し上げま
した鴻巣川里間の連絡管の工事が主なもの、あるいはそれとは別に老朽
管によって漏水が多発しているような箇所の新設替えというのが主な工
事の予定となっております。

（秋谷） 布設替えのところなのですけれども、随時布設替えをされてい
るではないですか。議会合併当初は石綿セメント管、あれを布設替えを
して、今は耐震管でしたか、に布設替えをされていると思うのだけれど
も、この布設替えというのは、減価償却期間でいったら前が30年だった
のが、今計算上は長く延ばして60年にしているのでしたっけ。そうす
ると、単純にこの減価償却の考え方からすると、60年で布設替えを回すよ
うな計画になっているのでしょうか。それとも30年で、減価償却自体は
60年であっても、布設替え自体はもうちょっと違うサイクルで回してい
るのでしょうか。そこのところをちょっと教えてくださいたいのですけ
れども。

（水道課長） 先ほどの内容なのですけれども、まず耐用年数40年に対し
て1.5倍して60年というのは、現行の水道ビジョンの策定のときに打ち出
された60年という形なので、現在は60年で計画というのは回しており
ます。ただ、そのとおり、計画と現実どうしても違いは、当たり前ですけ
れども、出るものですから、それに近づけるような努力はしております
が、基本的には水道ビジョンの内容で計画のほうは進めようとしており

ます。

以上です。

(何事か声あり)

(水道課長) 暫時休憩お願いできますか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時01分)



(開議 午後4時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 先ほど申しあげました内容をちょっと訂正させていただきたいと思います。

減価償却に関しては、もう法で定められている年数がありますので、減価償却に関しては40年で行っております。ただ、実際、先ほど申しあげましたように、水道ビジョン上はその1.5倍という形で実際の工事のサイクルというのは考えております。

以上です。

(秋谷) そしたら、耐用年数と減価償却はイコールになっていて、事業ビジョンだと1.5倍の60年になっているのだけれども、現実的に耐震管への布設替えというのは全市的に進めていかなければならないわけではないですか。ついこの間と言ったらなんですかけれども、平成20年前後というのは石綿セメント管を布設替えをしていたではないですか。だから、この間早いところだとまだ10年ぐらいしかたっていないような水道管もあるわけですよね。10年か15年か。だから、そうすると全体的にローテーションというのかな、その周期的なものをどれくらいでやっているのかというのが聞きたいのです。耐用年数の40年で回すのですよという話だと、平成20年ぐらいにせっきく入れ替えたものは60年、令和でいうと30年ぐらいになってしまうのか、だからそれぐらいの40年というサイクルになってしまうし、そこら辺のサイクルをどうやって今の布設替えをやっているのだろうというのが聞きたいのです。だから、今布設替えているのは、要はセメント管ではなかったところを替えているのだけ

うなどは思っているのだけれども、そこは、ではちなみに何年前のサイクルでやっているのですか。分かれば。分からなかったら取り消すからいいです。調べておいてもらえば。後で調べますと答えてもらえばいいです。

（水道課長）すみません、ちょっと今資料がないものですから、後で回答させていただきます。

（川崎）それでは、予算参考資料からということでお伺いしたいのですけれども、予算参考資料でいきますと6ページになります。上水道事業、建設事業関連で7億930万円で、事業内容につきましては今秋谷さんのほうからも質問がありました耐震性を備えた管への布設替え、老朽化した設備の更新工事、地域連絡管の整備などというふうになっているわけですが、これまでの実施状況と今後の予定箇所などをお聞きいたします。

（水道課副参事）では、お答えいたします。

初めに、布設替え工事ですけれども、平成30年度に策定いたしました管路更新計画の中では、基幹管路や、市役所あるいは指定避難所、救急病院などへの重要給水ルートへの供給ルートから優先的に順次布設替えをする計画となっております。そのほかに、下水道工事や舗装改修等の他の事業に併せた路線、また過去の実績から漏水が多発している路線の布設替えを行っております。管といたしましては、抜け防止機能のあるダクタイル鑄鉄管ですとか、衝撃にも耐えられる塩化ビニール管を主に使用しております。

これまでの実績についてですけれども、平成30年からちょっと申し上げますけれども、ダクタイル鑄鉄管については、75ミリから200ミリについては1,602メートル、耐衝撃性硬質塩化ビニール管につきましては、50ミリから75ミリにつきましては3,935メートル、合計で5,537メートルの整備を行っております。令和元年につきましては、やはり同じくダクタイル鑄鉄管75ミリから150ミリにつきましては624メートル、硬質塩化ビニール管につきましては、50ミリから75ミリにつきましては4,109メートル、合計しますと4,733メートルの工事を行っております。あと、令和2年度、今年度につきましては、この数値は確定値ではございませんけれ

ども、ダクタイトル鋳鉄管につきましては、75ミリから200ミリ、1,769メートル、耐衝撃性の塩化ビニール管につきましては、50ミリから100ミリは3,359メートル、合計で5,128メートルのような形で工事をしております。令和3年の主な工事ですけれども、鴻巣川里間の連絡管の整備工事を実施してまいります。

次に、浄水場施設についてですけれども、本市の水道浄水場は主に高度成長期、昭和30年代から50年代にかけて築造された施設でありまして、老朽化が進行しております。平成27年度に浄水場の更新及び耐震化計画に基づきまして更新及び耐震化の工事を実施しております。現在、市内3地域の安定給水のために、主要な浄水場から順次更新、耐震化を進めております。これまでの主な浄水場の耐震化の実施状況ですけれども、平成30年度は吹上第二浄水場の給等電気設備等更新工事を実施いたしました。令和元年度から今年度、2年度にかけて箕田浄水場のナンバー1配水池の耐震補強工事を現在実施中でございます。令和3年度につきましては、老朽化した水質監視装置2か所の更新工事を実施いたします。最後に、連絡管の整備状況ですけれども、連絡管は各地域間を結ぶ配水管であり、災害時等におけるバックアップ体制の強化が図られます。既に平成26年度に、鴻巣、川里地域間を結ぶ連絡管といたしまして元荒川に架かる渋井橋に寺谷屈巣ルートを整備いたしました。その後、平成30年度には県道鎌塚鴻巣線に鴻巣、吹上地域間、中井前砂ルートを整備いたしました。また、令和2年度から3年度に鴻巣、川里地域間、安養寺屈巣ルートを整備する計画となっております。

以上でございます。

(川崎)上水道事業の維持管理分といたしまして2,563万円が計上されております。主に配水管洗浄作業ということでありましたけれども、具体的にどのような作業になるのか、また頻度はどのような頻度で行うのかについて伺いたします。

(水道課副参事) ご説明いたします。

配水管洗浄作業というような形になるかと思うのですけれども、この業務は、赤水などの原因となる配水管内に付着しました鉄マンガンを強

制的に消火栓などから排水し、赤水などの抑制あるいは水質の改善を目的として実施しております。この実施の頻度でございますけれども、鴻巣、吹上、川里地域をそれぞれ、その地域をそれぞれ4等分いたしまして、毎年順番に各地域を4分の1ずつ実施しているというふうな、そういったサイクルになっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 令和3年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時13分)



(開議 午後4時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 申し訳ございません。先ほど秋谷委員のほうから質問のありました水道管の布設替えのサイクルについてご質問があったものに対

してお答えさせていただきます。

まず、先ほども申し上げました水道ビジョンの中では、更新基準を60年という形で更新していくという形で水道のほうでは決めているのですが、ただ実際60年で全て替えていくというのも現実的ではないものですから、布設替えの優先順位というのを決めておきまして、管路更新計画というものから、基幹管路や市役所、指定避難所、緊急病院など重要給水施設への供給ルートから優先的に順次実施する計画を立てさせていただいております。なので、全ての管が60年まで待つということはありません。優先順位で進めさせていただいております。

以上です。

（委員長）秋谷委員、よろしいですか。

（秋谷）はい。

（委員長）引き続き、議案第53号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長、ちょっと一言の声あり）

（阿部）今回、通告制でやったのですよね。コロナ禍だから、要するに時間を短縮してやってくれという意味が込められているのだろうと。一般質問も75分から60分に時間制限、15分切ったわけだよね。だから、ここでもって通告して、そして今までと変化があったかどうか。いわゆる予算議会のときに2日間かけてやっているのだけれども、コロナ禍でないときもこんなにかかったのかね。私あまり物覚えがいいほうではないからあれだけれども、まだこれから審議して、恐らく5時15分過ぎてしまうようなことがあればまた大変だなと。コロナ禍なのだから手短にやれということでもって通告制にした。その意味が全然ないのではないかなというふうに思えてならない。やはり質問者も個々に配慮というのが必要なのではないのかなというふうに思います。一般質問の通告だって、通告してあったって、時間を切られてしまえば、そこでやめる。今日聞いたら、文福のほうでは時間制限でやったらしい。一般会計なんかは。だから、そういったことも含めて委員の皆さんには配慮してもらおうよう

に、委員長のほうからもぜひ申し入れてもらいたい。

(委員長) 承りました。ということですので、円滑な運営に皆さんご協力ください。よろしく願いいたします。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、いろいろご説明をいただきましたので、これからまとめてといいますか、質問させていただきましても、今ご説明してもらった以外にさらに詳細な説明があればお願いしたいということでの質問でございます。

これは予算参考資料からのページ数で恐縮なのですが、予算参考資料からいきますと6ページの下水道事業汚水整備関連で7億3,775万2,000円ということでありまして。今ご説明していただいた以上に詳細なことがあればお聞かせ願いたいと思います。

同じページ、下水道事業、これ一部新規ということ、新規分が2億8,000万円ということかと思っております。この中で老朽化したマンホール蓋の交換工事ということがお話ありましたけれども、この箇所数、見込んでいる箇所数についてお伺いをするのと同時に、何ををもって老朽化と判断するのかについてお伺いいたします。

また、関連がありますので、今度これ予算参考資料の15ページになりますけれども、下水道事業一部新規、これは雨水整備関連、一部新規分は7,801万1,000円ということであるかと思っておりますが、この内容についてもお伺いをいたします。

以上です。

(下水道課長) まず、下水道事業汚水整備関連7億3,775万2,000円に関しては、先ほどの説明の中で申し上げました工事と委託料ということになりますので、特に付け加えることはございません。

次の下水道事業の一部新規3億1,100万円、これについては、新規というのがストックマネジメント計画に基づく老朽化したマンホール蓋の交換工事というのが2億8,000万円を計上してございます。こちらが新規の工事となります。それ以外に関しては特にはないのですけれども、まずこ

のストックマネジメント計画の何をもって老朽化と判断するのかという部分なのですが、こちらのほうは、平成30年度に当初の計画ということでストックマネジメント計画を策定いたしまして、次の年の令和元年度にマンホール蓋のほうの調査をかけました。それで、その調査に基づいて、その中で形式の古いタイプのマンホール、要はロックがかからないようなタイプの、ちょっと車が通って踏むと持ち上がってしまうようなタイプのマンホール蓋ですとか、あと構造的に穴がたくさん空いているマンホール蓋というのが過去にありまして、そこから雨水が汚水に入り込んでしまうといったものがございますので、そういったものを交換するというので、ストックマネジメント計画に基づいて計画的にマンホール蓋の交換を行っていく予定で、令和3年、4年、5年まで、この3年間で今の計画の年度なので、この3年間の中でおおよそ年間700基ぐらいを目標に交換していく予定でございます。令和6年度以降はまた策定をし直すということになります。

あと、雨水整備のほうに関しましては、新規というのは常光のポンプ場の改修工事、こちらのほうが新規となります。こちらのほうは、都市下水路から東部都市下水路と箕田赤見台都市下水路、この2つを公共下水道のほうに今回移管してございますので、常光のポンプ場の老朽化に伴う更新工事なのですが、こちらのほうが公共工事のほうに入ってくるということになります。

以上です。

(秋谷) 1ページの業務の予定量のところなのですが、ここは先ほどの水道会計と同じで、例えば汚水の処理戸数はこの令和3年の4月1日現在、年間有収水量も、0.1%増というのは4月1日の状態という理解でいいのでしょうか。

(下水道課長) 下水の場合は、面整備を行うことによって汚水処理戸数が増えていくということでございますので、今回の処理戸数に関しては令和2年度の4月の戸数で拾ってございます。

(委員長) 下水道課長、いいですか。

(下水道課長) すみません。令和2年度の3月31日現在の接続世帯数で

拾ってございます。

(秋谷) つまり、令和2年度ということは現在の3月31日ということだよね。今月の……昨年。そしたら令和……

(2年の3月の声あり)

(秋谷) そしたら、元年度の数字になる。そうすると、一体、1.3%増というけれども、具体的に何戸増えたのですか、ここ。

(下水道課長) 前年度が3万7,300戸で、今年度が3万8,000で、500戸増えています。

(秋谷) そこの関係で、先ほどの資本的収支のところ新たに加入金ではないけれども、負担金を払うではないですか。面整備ができたところ。そこの件数というのは何件になるのですか。受益者負担金分が何件になるかという。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時56分)



(開議 午後4時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) そうしたら、次が25ページの調整池清掃業務委託料があると思うのですが、この内訳というか、もう一回説明してもらっていいですか。

(下水道課長) 調整池清掃業務委託料の内容ですけれども、まず令和2年度、今年度に引き続き、大間雨水ポンプ場内の大間雨水調整池において土砂等の堆積がまだ残っているため、こちらのほうの業務委託を行います。一応予算としては783万2,000円を見ております。それとあと、併せて残土処分ということで、大間のほうで残土が出た処分費を別途見てございます。これが1,039万5,000円を見ております。それとあと、箕田都市下水路の箕田赤見台雨水ポンプ場の中にあるポンプ井なのですが、こちらのほうの土砂の堆積を除去するものでございます。それが1,946万9,000円で、2か所の調整池のしゅんせつを来年度やる予定でござい

（秋谷）以前に一般質問した関係で、この調整池自体のそうやって維持管理を計画的にやるというお話だったけれども、ほかの調整池の状況というのは今のところは大丈夫なのでしょうか。今回予算に上がってきていないということは。

（下水道課長）一応順次行っていくということで答弁もさせていただいていたと思うのですが、今回はまだ、大間の調整池と、あと箕田赤見台、この辺は台風19号で影響がかなりあったということで、そこは優先的に行っていくということで進めてございます。残りのものについては、また順次行っていくということで考えております。以上です。

（秋谷）次が27ページのポンプ場費のところなのですが、委託料がかなり多いのですが、ここら辺は水道課を見習って包括的な委託契約を結ぶということはできないのでしょうか。

（下水道課長）今回ポンプ場費の中でかなりポンプ場が増えているというのは、先ほど申しましたように都市下水路分の箕田と常光ですか、こちらのほうも含まれているので、昨年度よりはちょっと项目的には多くなっているかと思えます。今後につきましては、業種と管理対象、要は内容的にどういったものをやるかというものを精査をして、同じものが大体あるようであれば、そういったものはちょっと統合したり、再編を考えたりして包括的な発注ができるように努めていきたいなと思っております。可能かどうかと言われると、不可能ではないというふうには考えております。

以上です。

（秋谷）同じ27ページの汚水雨水ポンプ場施設の耐水化計画なのですが、ちょっと説明が速過ぎて全然メモれなかったもので、もう一回ちょっとご説明をお願いしたいのですけれども。委託内容の。

（下水道課長）すみませんでした。汚水・雨水ポンプ場施設耐水化計画策定業務委託料の内容なのですが、重要なライフラインの一つである下水道施設については、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制する

ための措置を早急に効率的に進めるべきとして、令和3年度中に該当施設の耐水化計画の策定を国から求められております。汚水ポンプ場が下忍と鎌塚、雨水ポンプ場が常光、箕田赤見台のそれぞれのポンプ場について対策浸水部箇所の設定をしたり、施設内の重点区画の設定、耐水化工法の比較検討、概算事業費の算定、耐水化優先順位の設定などを定めて耐水化計画を策定するものでございます。

（秋谷）そうすると、国のほうの指示というか、あれだから、もうやらざるを得ないという計画なのですね。分かりました。

次は、35ページに行きます。35ページの、先ほど大間調整池の周辺道路設計業務委託について説明を聞いていたら、近隣公園の下の要は大間調整池の周りに道路を造るのですか。その意味合いというのがちょっと私には理解ができないのだ。なぜに今そこに、その周辺に道路を造らなければならないのでしょうか。その具体的な理由。

（下水道課長）これは、管理用通路の道路になります。大間調整池は平成25年に整備は終わっているのですけれども、その管理用道路に関しましては大間の近隣公園の整備に併せて実施する予定でいましたので、今回設計業務委託を発注することになっております。管理用道路の一部を市道と併用するための周辺道路という位置づけになっておりまして、道路延長は約440メートルを予定しております。

（秋谷）そうすると、具体的には近隣公園の真下に道路を造るような形になるのでしょうか。それで、仮にその道路を造って、管理用の道路ということだけれども、具体的に、私の知る限りだと、ちょっと言葉は悪いですがけれども、今まで管理はろくになくて、あれだけの逆に土砂がたまってしまっていたイメージなのです。道路を造ってまで管理をするその管理の中身というのは、どんな中身になるのでしょうか。

（下水道課長）今までも管理をしていないわけではございませんのですが、調整池の確かにしゅんせつについては昨年度から始めたような形になっておりますけれども、その上にポンプ場もございまして、そちらの維持管理業務というのはやっておりますので、そちらの管理もありますので、そういった感じで当初から位置づけはあったという管理用道路に

なります。

（秋谷）では、もう一点別のところで、最後なのですけれども、常光の雨水ポンプ場の関係が今回から入ってきたではないですか。要は東部都市下水路だね。それで、先ほどから説明のある箕田赤見台の都市下水路が要は下水道事業計画を変更してこの下水道会計のほうに来たというのだけれども、事業計画の変更の中身というのは、それをただ単に下水道事業会計で面倒見るといえるのか、会計処理をしないよという変更だけですか。ほかには変更内容はない。

（下水道課長）特に内容の変更というのは発生しなくて、固定資産の関係とかそういったものを精査して今年度やって、来年度から公共下水道に移行するというので、特に手続的なものは行っておりません。

（秋谷）例えば都市下水路の話でいったら、石田川とかもあるでしょう、都市下水路が。例えば何であちら側はここに入ってこないのだろう。聞きたいのは、入れるなら全部入れたほうが良いと。入れるなら全部入れなければ何か変だなという感じがする。

（下水道課長）石田川なのですけれども、石田川については、まずは公共下水道の全体計画における南部第一排水区の雨水を排除する計画となっているところで、まだ現在、南部第一排水区は事業計画区域内に入っていないので、事業計画区域内に編入するという事は事業計画期間中に、おおむね5年ほどなのですが、施設整備を行っていくということになりますので、あちらに関しては今のところ整備をする予定もございませんし、そういった事業認可もまだ取っていないということで、今回はまだ都市下水路の一般会計のほうに残したということで、箕田と東部都市下水路については事業認可を取っているということで、こちら側に組み込むことができたということになります。

（秋谷）そうすると、石田川の関係は、行く行くはやはりこちら側の事業会計で見えるようになるのかしら。将来的なことを考えれば。

（下水道課長）いつ頃ということは言えないのですけれども、いつかは公共下水のほうに組み入れることにはなるかと思うのですけれども、いつ頃というのはちょっと申し上げることはできません。

(秋谷) あとは雨水ですよね、単純に言ったら。箕田赤見台の。あとは東部都市下水路も。単純に言ったら雨水。そうすると、一般会計で基本的に雨水の部分というのは負担金を出していただいているではないですか。今回2つの都市下水路をこの下水道事業会計に持ってきた。一般会計の負担金はその部分も上乘せされているのですか。雨水の部分という意味合い。

(下水道課長) 当然今まで一般会計で見ていたものをこちらで見うようになってるので、一般会計のほうからは、おおよそなのですけれども、1,700万ぐらいは減っているということになります。

(委員長) 下水道課長、先ほどの答弁。

(下水道課長) すみません。先ほどの秋谷委員の質問の受益者負担金の昨年度の鴻巣地域が84名、吹上地域分がこれ区画整理地内なのですが、17宅地分ということであります。すみませんでした。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第53号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5 時 1 1 分)